

美 唄 市
高齡者保健福祉計画
介護保険事業計画

<第9期計画>

計画期間：令和6年度～令和8年度

素案

令和6年1月

美 唄 市

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画策定に向けた取組	4
4 計画期間	4
第2章 現状及び第8期計画の実施状況	5
1 人口、要支援・要介護認定者数の推移等	5
2 介護保険サービスの現状	8
3 第8期計画の実施状況	14
第3章 計画の基本的な考え方	49
1 第8期計画の検証	49
2 将来推計人口等	65
3 第9期計画の目標及び指標の設定	66
第4章 施策の展開	78
1 保健・福祉事業	78
2 地域支援事業	83
3 介護給付サービス	94
4 介護給付費及び地域支援事業費	106
第5章 計画の推進に当たって	111
1 介護保険事業の将来推計	111
2 計画の点検・評価	113

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

日本の総人口は、令和5年10月1日時点で約1億2,434万人、うち65歳以上の高齢者人口は約3,622万人、総人口に占める割合(高齢化率)は約29パーセントとなっています。高齢者人口の増加及び生産年齢人口の減少が加速する中、令和7年(2025年)には団塊の世代が75歳以上、令和22年(2040年)には団塊ジュニア世代が65歳以上となることを見通すと、介護ニーズの高い85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加することが見込まれています¹。

市町村の介護保険事業計画の策定においては、国から「基本指針」が示されており、第9期計画では、次のような事項を充実させた計画策定が求められています。

第9期介護保険事業計画の基本指針の改正案(抜粋)

1. 介護サービス基盤の計画的な整備
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

第9期計画における基本指針(案)見直しの視点としては、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた介護サービス基盤の整備とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標について優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが求められています。

本市の人口動向は国の試算よりも急速に高齢化が進んでいる状況であり、高齢化率は令和5年9月末時点で43.9パーセントに達し²ていることから、施策や目標について優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要となります。

また、現役世代人口が減少する一方で、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加などにより、複合的な支援が必要な高齢者が急激に増加することが見込まれるため、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保についても検討していく必要があります。

¹ 総務省統計局による概算値

² 住民基本台帳人口

本市は、これまで、介護保険制度が開始した平成12年度から3年毎に計画を策定し、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期計画では、「高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしく、いきいきと生活することができるまち」を基本目標として掲げ、高齢者の健康づくりを始め介護予防、認知症高齢者対策の推進、介護サービスの基盤整備等に取り組み、地域包括ケアシステムの推進を図ってきました。

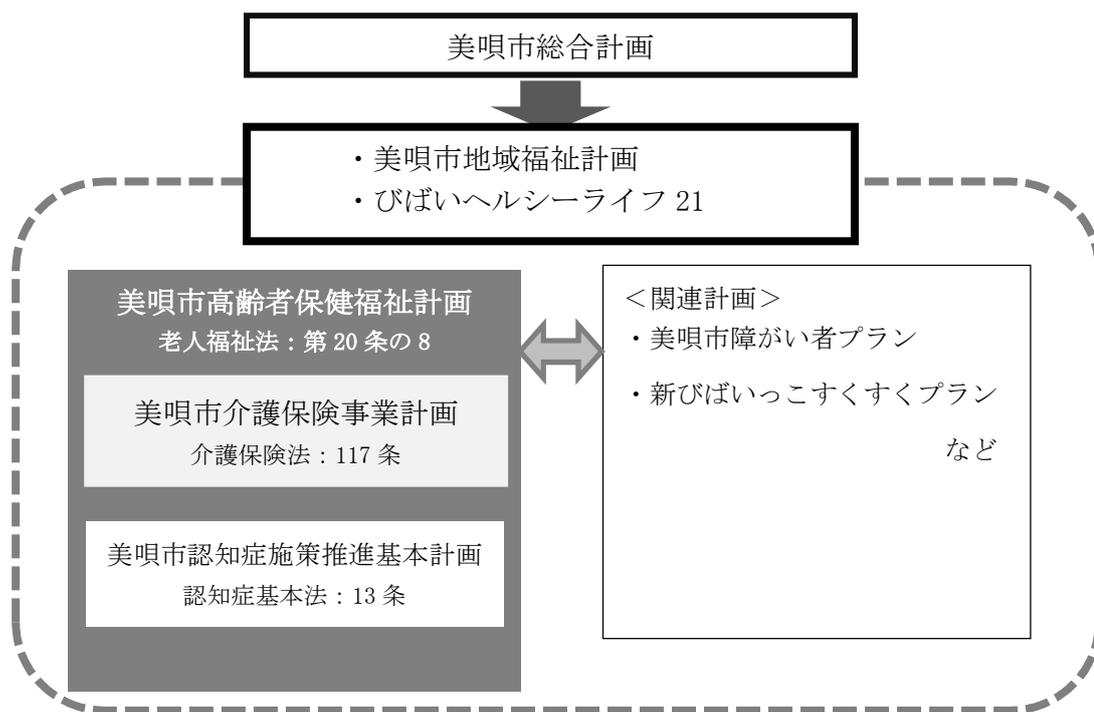
第9期計画では、第8期計画の取組や進捗を踏まえ、地域包括ケアシステムを中長期的な視点から更に深化・推進し、地域共生社会³の実現を目指していきます。

³ 少子高齢化を始めとして社会・経済が変化する中で、高齢者福祉・障がい者福祉・子育て支援など制度・分野ごとの「縦割り」や、「支える側」・「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

2 計画の位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく、高齢者の保健福祉事業を総合的に実施するための計画です。また、介護保険事業にかかる保険給付を安定的かつ円滑に運営するための計画である、介護保険事業計画（介護保険法第 117 条）及び認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画である、認知症施策推進計画⁴（認知症基本法第 13 条）は、その内容が高齢者保健福祉計画に包括されるものであることからこれらを一体的に策定します。

更に、本計画は、美唄市の高齢者施策に関する総合的な計画であることを踏まえ、「第 7 期美唄市総合計画」前期計画における「ともに支え合い 分かち合う 田園文化創造都市 びばい」を実現するための個別計画と位置付けるとともに、「地域共生社会」の実現を目指し、「美唄市地域福祉計画」などの上位計画や関連計画との整合性を図ります。



⁴「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(認知症基本法)」は令和 5 年 12 月時点では未施行であり、認知症施策推進大綱等の考えに沿った計画としている。今後は、国が策定する認知症施策推進基本計画の内容等を踏まえた推進を予定している。

3 計画策定に向けた取組

(1)美唄市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

計画の策定に当たり、保健、医療、福祉、介護の関係者、学識経験者、各種団体、一般公募の16名の委員で構成する「美唄市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」で検討を行いました。

(2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査の実施

地域の高齢者の生活実態と在宅での介護の実態を把握するため、次の2種類の調査を行いました。

- ・日常生活圏域調査 1,000名を対象とし、542名から有効回答あり
- ・在宅介護実態調査 200名を対象とし、116名から有効回答あり

(3)介護保険サービス提供事業者アンケート調査の実施

サービス提供の現状や今後のサービス量などについて調査を行いました。

- ・市内外の43事業所を対象とし、43事業所から有効回答あり

4 計画期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年間で計画期間とし、人口動態等は中長期的な状況も視野に策定しました。



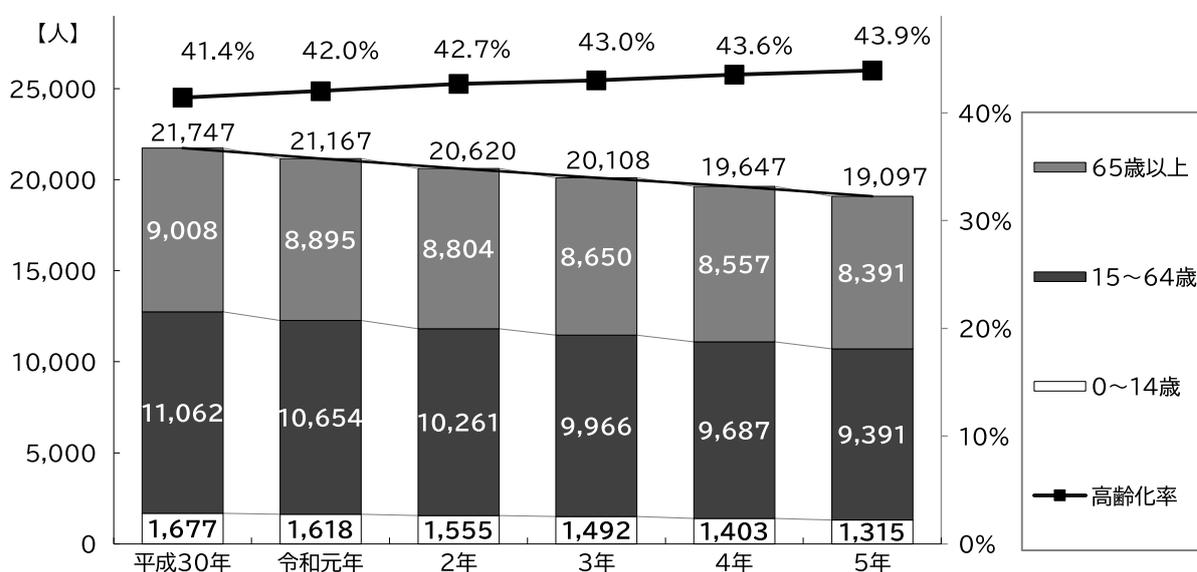
第2章 現状及び第8期計画の実施状況

1 人口、要支援・要介護認定者数の推移等

(1)人口推移

令和5年9月末時点、本市の総人口は、19,097人となっており、うち65歳以上の高齢者人口は8,391人、高齢化率は43.9パーセントとなっています。総人口及び高齢者人口は減少していますが、高齢化率は高くなっています。

本市の高齢者人口の実数は、前期高齢者については減少の一途となっており、後期高齢者については令和3年まで減少傾向にありましたが、令和4年から増加傾向にあります。



(単位：人・%)

	第7期 実績			第8期 実績		
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	21,747	21,167	20,620	20,108	19,647	19,097
年少人口 0~14歳	1,677	1,618	1,555	1,492	1,403	1,315
生産年齢人口 15~64歳	11,062	10,654	10,261	9,966	9,687	9,391
高齢者人口 65歳以上	9,008	8,895	8,804	8,650	8,557	8,391
うち前期高齢者人口	4,113	4,039	3,967	3,889	3,737	3,533
うち後期高齢者人口	4,895	4,856	4,837	4,761	4,820	4,858
高齢化率	41.4%	42.0%	42.7%	43.0%	43.6%	43.9%
うち前期高齢者	18.9%	19.1%	19.2%	19.3%	19.0%	18.5%
うち後期高齢者	22.5%	22.9%	23.5%	23.7%	24.5%	25.4%

(資料)住民基本台帳人口(各年9月末時点)

(2)地区別高齢化率

令和5年9月末時点、本市における地域別の高齢化率は次の表のとおりです。
市内24地区(準世帯を除く)のうち、14地区(南美唄町、一心町、光珠内町、豊葦町、峰延町、開発町、西美唄町、癸巳町、日東町、茶志内町、東明町、落合町、盤の沢町、我路・東美唄町)の高齢化率は、50パーセントを超えています。

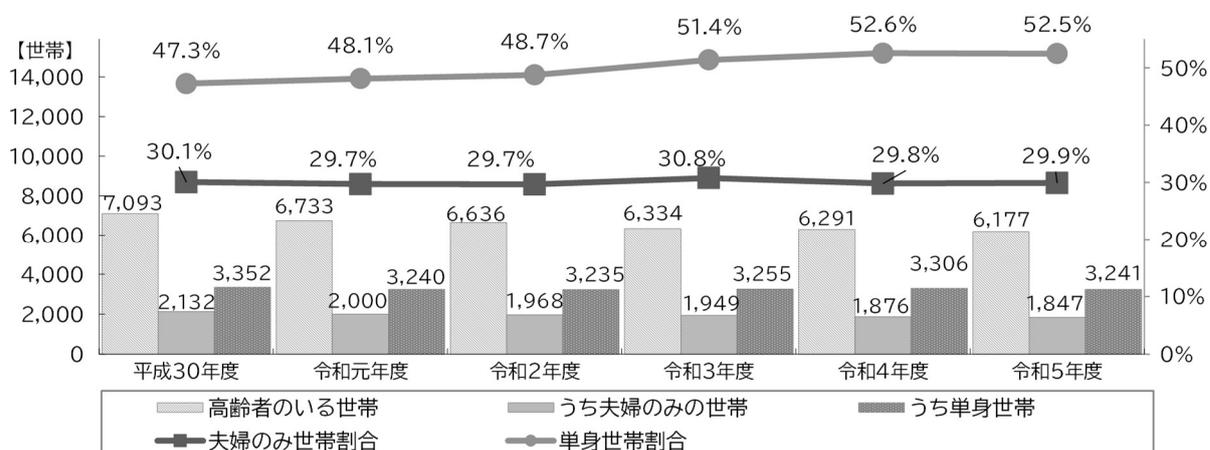
(単位：人・%)

地域・生活圏			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
			老年人口	総数	高齢化率	老年人口	総数	高齢化率	老年人口	総数	高齢化率
1	本町地区	西南部	896	2,280	39.3	902	2,248	40.1	879	2,173	40.5
2		西北部	1,112	2,831	39.3	1,116	2,808	39.7	1,092	2,740	39.9
3		東北部	1,609	4,165	38.6	1,580	4,034	39.2	1,572	3,976	39.5
4		東南部	1,779	4,512	39.4	1,778	4,462	39.8	1,757	4,355	40.3
本町地区計			5,396	13,788	39.1	5,376	13,552	39.7	5,300	13,244	40.0
5	南美唄町		751	1,448	51.9	721	1,366	52.8	689	1,303	52.9
6	進徳町		302	631	47.9	296	599	49.4	294	590	49.8
7	一心町		42	70	60.0	40	66	60.6	39	65	60.0
8	光珠内町		251	515	48.7	256	513	49.9	255	487	52.4
9	豊葦町		96	198	48.5	94	190	49.5	90	175	51.4
10	峰延町		453	805	56.3	440	787	55.9	421	742	56.7
11	沼の内町		78	161	48.4	71	149	47.7	69	143	48.3
12	開発町		74	149	49.7	79	146	54.1	79	141	56.0
13	上美唄町		116	269	43.1	118	264	44.7	110	248	44.4
14	西美唄町		153	316	48.4	153	302	50.7	152	294	51.7
15	癸巳町		54	106	50.9	56	101	55.4	57	98	58.2
16	日東町		47	78	60.3	47	81	58.0	43	77	55.8
17	茶志内町		271	512	52.9	267	502	53.2	262	495	52.9
18	中村町		78	196	39.8	80	186	43.0	82	182	45.1
19	北美唄町		11	40	27.5	11	40	27.5	11	40	27.5
20	共練町		7	20	35.0	8	20	40.0	8	19	42.1
21	東明町		370	615	60.2	349	597	58.5	337	575	58.6
22	落合町		82	134	61.2	79	137	57.7	78	132	59.1
23	盤の沢町		12	21	57.1	10	14	71.4	9	13	69.2
24	我路・東美唄町		6	8	75.0	6	8	75.0	6	8	75.0
25	準世帯 (施設利用)		0	28	0.0	0	27	0.0	0	26	0.0
市全体			8,650	20,108	43.0	8,557	19,647	43.6	8,391	19,097	43.9

(資料)住民基本台帳(各年9月末時点)

(3) 高齢者のいる世帯

令和5年9月末時点、本市における総世帯数は10,847世帯、うち65歳以上の高齢者のいる世帯数は6,177世帯となっており、その中には夫婦のみ世帯が29.9パーセント、単身世帯が52.5パーセントを占めています。



(単位：世帯・%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総世帯数 A	11,634	11,468	11,311	11,173	11,029	10,847
65歳以上の高齢者のいる世帯数 B(世帯)	7,093	6,733	6,636	6,334	6,291	6,177
総世帯数に占める割合 B/A(%)	61.0	58.7	58.7	56.7	57.0	56.9
夫婦のみ世帯数 C(世帯)	2,132	2,000	1,968	1,949	1,876	1,847
総世帯数に占める割合 C/A(%)	18.3	17.4	17.4	17.4	17.0	17.0
65歳以上世帯に占める割合 C/B(%)	30.1	29.7	29.7	30.8	29.8	29.9
単身世帯数 D(世帯)	3,352	3,240	3,235	3,255	3,306	3,241
総世帯数に占める割合 D/A(%)	28.8	28.3	28.6	29.1	30.0	29.9
65歳以上世帯に占める割合 D/B(%)	47.3	48.1	48.7	51.4	52.6	52.5
その他 E(世帯)	1,609	1,493	1,433	1,130	1,109	1,089
総世帯数に占める割合 E/A(%)	13.8	13.0	12.7	10.1	10.1	10.0
65歳以上世帯に占める割合 E/B(%)	22.7	22.2	21.6	17.8	17.6	17.6

(資料) 住民基本台帳(各年9月末時点)

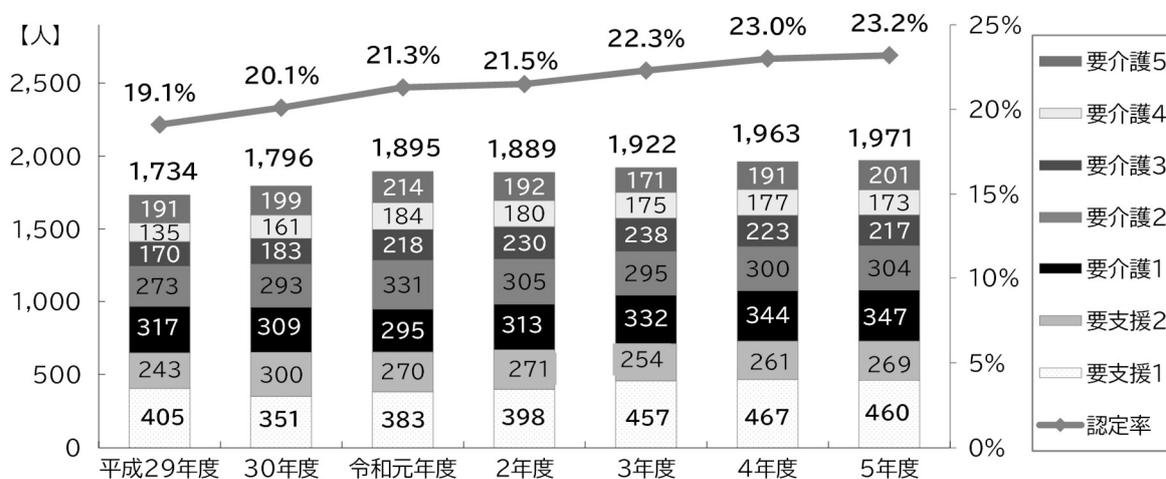
2 介護保険サービスの現状

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、令和2年度から増加傾向にあり、令和5年5月末時点の要支援・要介護認定者数は1,971人、認定率は23.2パーセントとなっています。

認定区分別に認定者数をみると、「要支援1」が最も多く、「要介護1」、「要介護2」と続きます。

要支援・要介護認定者数・率の推移



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定者数	1,734	1,796	1,895	1,889	1,922	1,963	1,971
要支援1	405	351	383	398	457	467	460
要支援2	243	300	270	271	254	261	269
要介護1	317	309	295	313	332	344	347
要介護2	273	293	331	305	295	300	304
要介護3	170	183	218	230	238	223	217
要介護4	135	161	184	180	175	177	173
要介護5	191	199	214	192	171	191	201
認定率	19.1	20.1	21.3	21.5	22.3	23.0	23.2

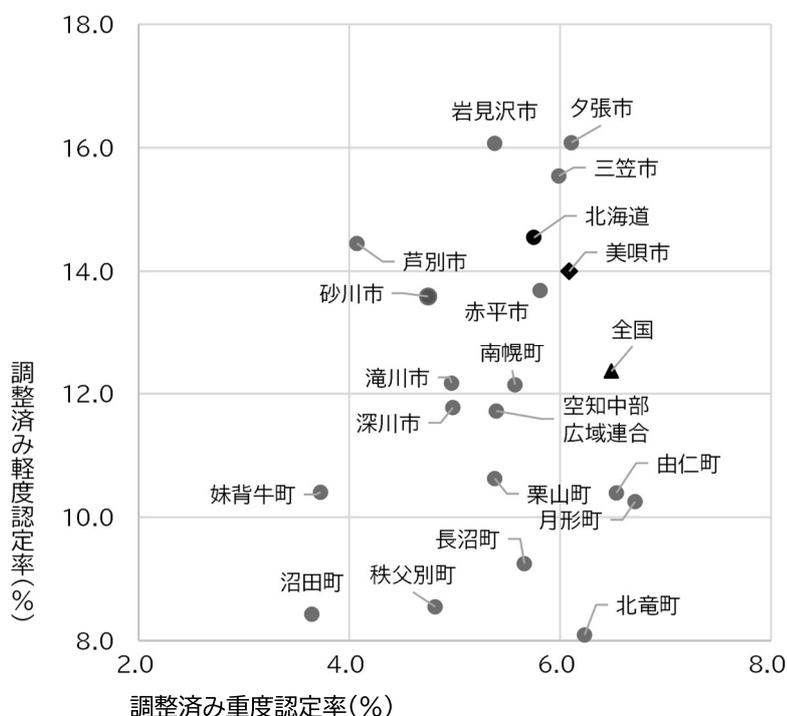
※平成29年度～令和4年度：各年度末時点 令和5年度：5月末時点
 (資料)地域包括ケア「見える化」システム

(2)調整済み認定率の比較

本市の調整済み認定率(性・年齢調整を行い、同じ人口構成と仮定したもの)の分布をみると、軽度認定率(要支援1～要介護2)は全国平均よりも高く、北海道平均よりも低い状況ですが、重度認定率(要介護3～5)は全国平均よりも低く、北海道平均よりも高い状況となっています。

空知管内においては、軽度認定率(要支援1～要介護2)は夕張市、岩見沢市、三笠市、芦別市に次ぐ5番目に高い水準、重度認定率(要介護3～5)は月形町、由仁町、北竜町に次ぐ4番目に高い水準となっています。

国・北海道及び空知管内市町村との比較(調整済み重度認定率と軽度認定率の分布)
(令和3年時点)



(資料)地域包括ケア「見える化」システム
(「介護保険事業状況報告(月報)」)

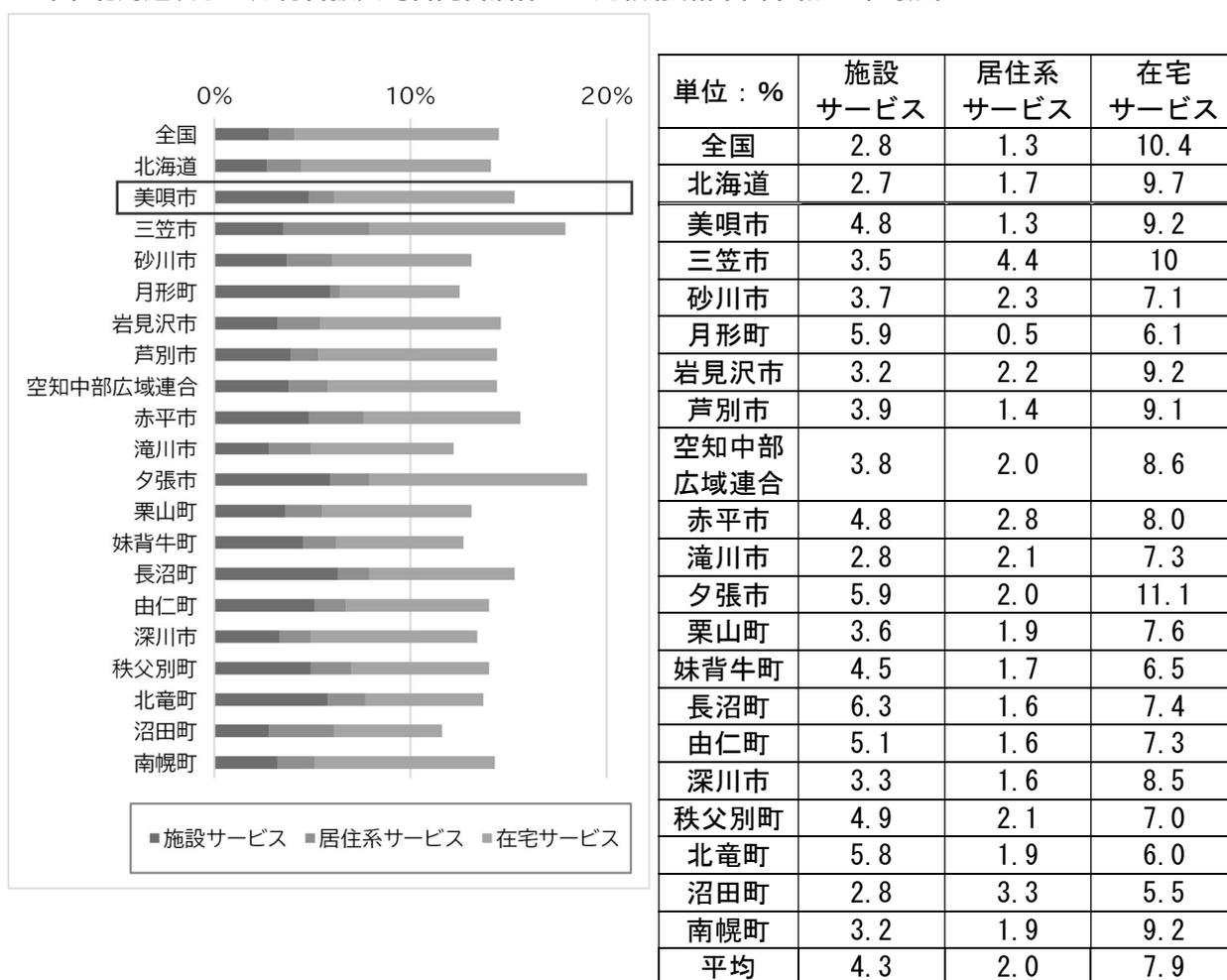
単位：%	重度認定率	軽度認定率
美唄市	6.1	14.0
全国	6.5	12.4
北海道	5.8	14.5
夕張市	6.1	16.1
岩見沢市	5.4	16.1
芦別市	4.1	14.5
赤平市	5.8	13.7
三笠市	6.0	15.5
滝川市	5.0	12.2
砂川市	4.7	13.6
深川市	5.0	11.8
南幌町	5.6	12.1
由仁町	6.5	10.4
長沼町	5.7	9.3
栗山町	5.4	10.6
月形町	6.7	10.3
妹背牛町	3.7	10.4
秩父別町	4.8	8.6
北竜町	6.2	8.1
沼田町	3.6	8.4
空知中部広域連合	5.4	11.7

(3)受給率(サービス系列別)の比較

本市のサービス系列別の受給率については、施設サービスは全国・北海道平均よりも高く、在宅サービスは全国・北海道平均よりも低くなっており、居住系サービスは北海道平均より低く、全国平均と同率となっています。

また、空知管内平均と比べると、施設サービス及び在宅サービスは平均よりも高く、居住系サービスは平均よりも低くなっています。

国・北海道及び空知総合振興局管内自治体との比較(受給率)(令和5年時点)



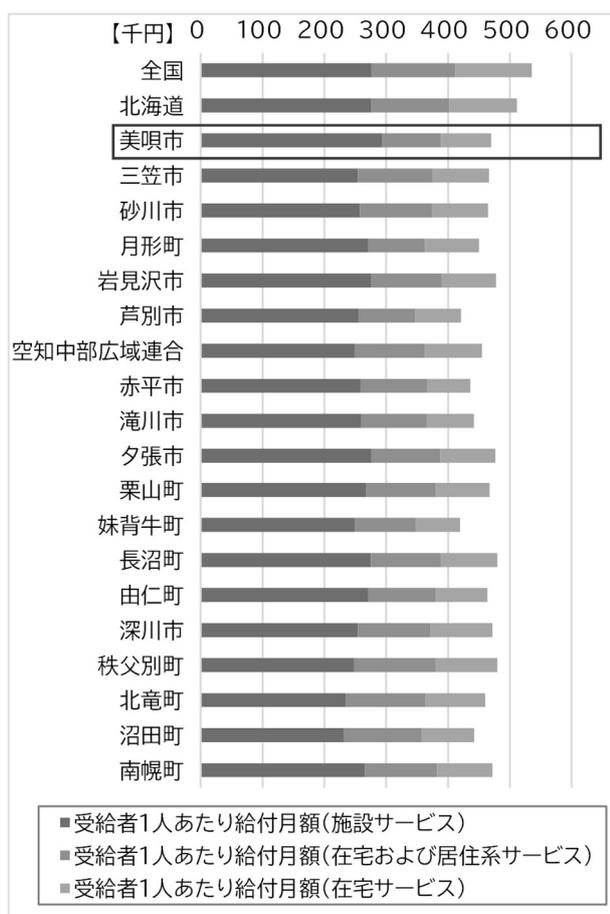
(資料)地域包括ケア「見える化」システム(「介護保険事業状況報告(月報)」)

(4)受給者 1 人あたり給付月額(サービス系列別)の比較

本市のサービス系列別の受給者 1 人あたり給付月額については、施設サービスは全国・北海道平均よりも高く、居住系サービス・在宅サービスは全国・北海道平均よりも低くなっています。

また、空知管内平均と比べると、施設サービスは平均よりも高く、居住系サービス・在宅サービスは平均よりも低くなっています。

国・北海道及び空知管内市町村との比較(受給者 1 人あたり給付月額)



単位：円	施設サービス	居住系サービス	在宅サービス
全国	276,377	135,251	123,723
北海道	275,829	126,600	109,020
美唄市	293,500	95,378	80,920
三笠市	254,315	120,288	91,774
砂川市	257,128	116,774	90,869
月形町	271,123	91,484	87,695
岩見沢市	275,829	113,552	88,527
芦別市	255,953	90,491	74,865
空知中部広域連合	249,270	113,811	91,748
赤平市	258,610	107,815	69,891
滝川市	259,957	105,409	76,402
夕張市	276,377	111,372	89,120
栗山町	267,550	113,142	86,738
妹背牛町	249,604	98,373	71,578
長沼町	274,957	114,009	90,776
由仁町	271,413	108,597	83,692
深川市	254,204	117,785	99,927
秩父別町	248,263	131,615	99,732
北竜町	235,034	128,345	96,689
沼田町	231,676	125,597	85,303
南幌町	265,642	116,929	89,601
平均	260,548	111,619	86,624

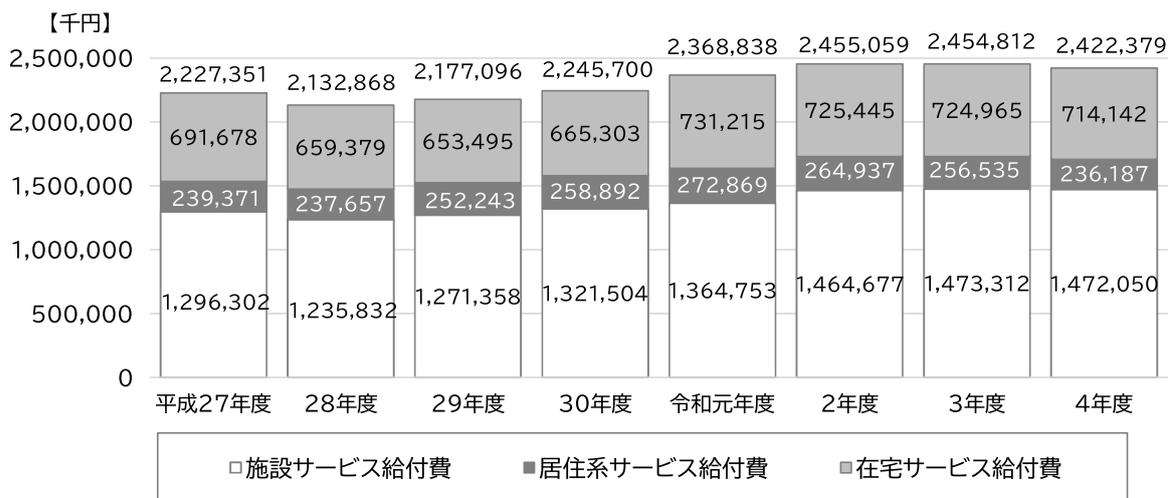
(資料)施設サービス：厚生労働省「介護保険事業状況報告(令和3年度年報)」より算出、
 居住系サービス・在宅サービス：地域包括ケア「見える化」システム(令和5年時点)

(5)介護給付費の推移

本市の介護給付費は、令和4年度では24億2千2百万円となっています。

サービス区分別にみると、令和4年度の内訳は、施設サービスが14億7千2百万円、居住系サービスが2億3千6百万円、在宅サービスが7億1千4百万円となっています。また、総給付費に占める割合は、施設サービスが6割、居住系サービスが1割、在宅サービスが3割となっています。

総給付費・サービスごとの給付費実績の推移



(資料)地域包括ケア「見える化」システム(平成29年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」、令和3年度から令和4年度：「介護保険事業状況報告(3月月報)」)

※千円以下を端数処理しているため、小計と各サービスの合計は一致しない場合がある

(6)給付費の状況

第 8 期計画における本市の介護保険給付実績と計画値を比較したものが、次の表です。

サービス別にみると、令和 3 年度、令和 4 年度ともに「認知症対応型共同生活介護」、「訪問入浴介護」、「地域密着型通所介護」、「短期入所生活介護」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」については実績値が計画値を下回っていますが、「介護老人福祉施設」、「居宅療養管理指導」、「短期入所療養介護(老健)」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」については実績値が計画値を上回っています。

サービスごとの給付実績と第 8 期計画値の比較

		令和 3 年度			令和 4 年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
施設サービス	小計	1,480,643	1,473,312	99.5%	1,481,465	1,472,050	99.4%
	介護老人福祉施設	319,800	360,428	112.7%	319,978	393,555	123.0%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	165,720	166,943	100.7%	165,812	129,735	78.2%
	介護老人保健施設	507,094	497,648	98.1%	507,375	523,997	103.3%
	介護医療院	484,049	448,294	92.6%	484,318	424,763	87.7%
	介護療養型医療施設	3,980	0	0.0%	3,982	0	0.0%
居住系サービス	小計	286,646	256,535	89.5%	286,806	236,187	82.4%
	特定施設入居者生活介護	118,484	111,103	93.8%	118,550	124,377	104.9%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型共同生活介護	168,162	145,432	86.5%	168,256	111,810	66.5%
在宅サービス	小計	758,766	724,965	95.5%	769,283	714,142	92.8%
	訪問介護	127,534	129,574	101.6%	129,902	134,484	103.5%
	訪問入浴介護	5,637	4,122	73.1%	5,641	3,528	62.5%
	訪問看護	44,529	43,786	98.3%	44,970	39,637	88.1%
	訪問リハビリテーション	18,458	15,951	86.4%	18,418	18,577	100.9%
	居宅療養管理指導	7,298	8,341	114.3%	7,385	8,496	115.0%
	通所介護	80,360	88,005	109.5%	81,288	101,110	124.4%
	地域密着型通所介護	65,472	41,444	63.3%	66,938	22,790	34.0%
	通所リハビリテーション	145,049	131,250	90.5%	146,855	120,664	82.2%
	短期入所生活介護	27,385	12,935	47.2%	28,634	16,870	58.9%
	短期入所療養介護(老健)	13,373	20,660	154.5%	13,380	24,090	180.0%
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	-	0	0	-
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	-	0	0	-
	福祉用具貸与	59,310	56,995	96.1%	60,198	56,215	93.4%
	特定福祉用具販売	4,475	3,233	72.2%	4,475	3,145	70.3%
	住宅改修	9,244	6,770	73.2%	9,244	6,602	71.4%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,689	13,059	485.6%	2,690	12,715	472.7%
	夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型通所介護	32,521	29,328	90.2%	32,539	28,427	87.4%
	小規模多機能型居宅介護	4,932	14,852	301.1%	4,935	8,915	180.7%
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
介護予防支援・居宅介護支援	110,500	104,658	94.7%	111,791	107,878	96.5%	

(単位)千円 ※千円以下を端数処理しているため、小計と各サービスの合計は一致しない場合がある

(資料)地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報)

3 第8期計画の実施状況

(1)保健・福祉事業

(1)保健事業

●1-(1)-1 健康教育(65歳未満)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集まりの機会へ出向き健康教育を実施することは感染状況をみながら判断しました。おおむね40歳から64歳までの市民を対象に、健康情報については、町内会・組織・団体・企業等各団体へのリーフレットの配布や広報、ホームページ等を活用し発信しています。

また、令和4年度から禁煙支援事業を開始し、事業所にて禁煙への動機づけを図り、禁煙チャレンジ事業、禁煙治療助成事業へつなぎました。

(単位：回、人/年)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	実施回数	50	50	50
	参加人数	600	600	600
実績	実施回数	6	9	10
	参加人数	16	27	30

※令和5年度は見込み

●1-(1)-2 健康相談(65歳未満)

おおむね40歳から64歳までの市民を対象に、保健師・管理栄養士が、主に電話や来所、オンライン相談での健康相談を行っています。地域や各団体へ出向いての健康相談については、感染症の状況をみながら、安全な体制を検討しています。

(単位：回、人/年)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	実施回数	320	320	320
	参加人数	400	400	400
実績	実施回数	1193	529	500
	参加人数	1337	671	600

※令和5年度は見込み

●1-(1)-3 訪問指導(65歳未満)

おおむね40歳から64歳までの市民を対象に、保健師・管理栄養士が自宅等に訪問して、生活習慣病予防や心の健康づくり等について個別に相談・支援を行っています。

(単位：人／年)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	人数	120	120	120
実績	人数	21	28	35

※令和5年度は見込み

●1-(1)-4 保健推進員活動推進事業

町内会からの推薦により選出された保健推進員が、市民の健康づくりの担い手として活動できるよう協議会活動への支援や研修会等を行っています。なお、新型コロナウイルス感染症の状況をみながら、安全な体制や活動を検討しながら実施しました。

(単位：回、人／年)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	事業回数	90	90	90
	参加延人数	450	450	450
実績	事業回数	10	12	18
	参加延人数	216	203	240

※令和5年度は見込み

●1-(1)-5 食生活改善推進員活動推進事業

食からの健康づくりを推進する食生活改善推進協議会の主体的活動を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の状況をみながら、安全な体制や活動を検討しながら実施しました。

(単位：回、人／年)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	事業回数	90	90	90
	参加延人数	500	500	500
実績	事業回数	4	30	35
	参加延人数	72	219	250

※令和5年度は見込み

●1-(1)-6 運動推進員活動推進事業

運動を通じた健康づくりを推進する運動推進員の主体的活動を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の状況をみながら、安全な体制や活動を検討しています。

(単位：回、人／年)

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	事業回数	90	90	90
	参加延人数	250	250	250
実績	事業回数	30	44	50
	参加延人数	354	611	650

※令和5年度は見込み

●1-(1)-7 健康啓発イベントの開催

健康への関心を高めるための普及啓発については、集客し開催する際には、感染症の状況を判断し、また、感染拡大防止対策を講じ、講演会等の実施を検討していくほか、回覧や広報、ホームページを活用し、健康情報を発信しています。

(単位：回、人／年)

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	事業回数	12	12	12
	参加延人数	1,500	1,500	1,500
実績	事業回数	0	1	5
	参加延人数	0	19	180

※令和5年度は見込み

(2)福祉事業

●1-(2)-1 福祉除雪

高齢者や障がい者で、自力で窓周りや屋根の除雪が困難な人を対象に、冬期間の安全な在宅生活を確保するため、住宅の屋根の雪下ろしや窓周りの除雪を行っています。

(単位：回／年)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	実施回数	23	23	23
実績	実施回数	10	14	14

※令和5年度は見込み

●1-(2)-2 福祉電話貸与

おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者及び重度の身体障がい者で、市民税非課税で安否確認を行う必要がある人に対して、市が保有する福祉電話を必要に応じて貸与しています。

(単位：台)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	設置台数	1	1	1
実績	設置台数	0	0	0

※令和5年度は見込み

●1-(2)-3 間口除雪

自力で除雪ができない高齢者世帯、障がい者世帯に道路除雪を行った際の残雪を処理するため、住宅の間口幅2.7mの除雪を行っています。

(単位：件)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	実施件数	160	150	140
実績	実施件数	142	138	130

※令和5年度は見込み

●1-(2)-4 移送サービス

要介護認定3から5までの人及び重度の障がい者で寝たきり等の状態にあり、一般車両での移動が困難な人に通院機会の確保や社会参加の促進のため、年最大48回(透析患者は年96回)の移送サービスを行っています。

(単位：人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	利用者数	20	20	20
実績	利用者数	24	20	15

※令和5年度は見込み

●1-(2)-5 緊急通報システム

一人暮らしや身体衰弱等により日常生活に不安がある高齢者等の自宅に、緊急通報装置端末機を設置し、緊急時の対応が迅速にできるようにしています。

(単位：台)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	設置台数	110	110	110
実績	設置台数	100	104	103

※令和5年度は見込み

●1-(2)-6 シルバー人材センター活動支援

就業を希望する高齢者にその能力と経験を生かした就業の機会を提供する公益社団法人美唄市シルバー人材センターの活動を支援することにより、高齢者の職業生活の充実、その他福祉の増進を図ることを目的に補助金を交付しています。

(単位：人／年)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	会員数	220	220	220
	延べ人数	15,000	15,000	15,000
実績	会員数	219	215	200
	延べ人数	14,484	14,818	14,635

※令和5年度は見込み

●1-(2)-7 老人クラブ活動支援

市内各老人クラブの円滑な運営のため、年間活動費の一部として補助金を交付しています。

(単位：団体・人／年)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	団体数	41	41	41
	会員数	1,800	1,800	1,800
実績	団体数	40	38	34
	会員数	1,727	1,573	1,386

※令和5年度は見込み

●1-(2)-8 福祉灯油

在宅の高齢者・障がい者・一人親世帯が冬期間安定して暮らせるよう、厳冬期における採暖に使用する灯油の一部を支給しています。

(単位：件)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	支給件数	325	325	325
実績	支給件数	240	0	230

※令和5年度は見込み

●1-(2)-9 老人福祉施設入所措置

老人福祉法に基づき経済上、環境上の理由により在宅生活が困難になった65歳以上の人を対象に、地域ケア会議等において養護老人ホームの入所を決定しています。

(単位：人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	美唄市恵風園措置者数	57	57	56
	市外措置者数	7	7	7
実績	美唄市恵風園措置者数	42	29	27
	市外措置者数	3	4	6

※令和5年度は見込み

(2)地域支援事業

(1)A 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス

●2-(1A)-1 訪問介護事業

事業対象者及び要支援者に対し、訪問型サービスを行っています。

(単位：人／年)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	利用延人数	1,300	1,300	1,300
実績	利用延人数	1,258	1,209	1,150

※令和5年度は見込み

②通所型サービス

●2-(1A)-2 通所介護事業

事業対象者及び要支援者に対し、通所型サービスを行っています。

(単位：人／年)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	利用延人数	1,980	1,980	1,980
実績	利用延人数	1,855	1,825	1,737

※令和5年度は見込み

③介護予防ケアマネジメント

●2-(1A)-3 介護予防支援

介護予防・生活支援サービス事業により訪問型・通所型のサービスを利用する人のケアマネジメントを行っています。

(単位：件／年)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	プラン作成件数	1,120	1,120	1,120
実績	プラン作成件数	1,337	1,334	1,218

※令和5年度は見込み

(1)B 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

●2-(1B)-1 介護予防把握事業

虚弱な65歳以上の人を早期に発見し、要支援・要介護状態とならないために、必要な介護予防事業への参加を促す事業です。

(単位：回、人／年)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	対象地域数	2	2	2
	対象人数	1,300	1,000	1,000
実績	対象地域数	2	2	2
	対象人数	875	452	541

※令和5年度は見込み

●2-(1B)-2 訪問指導

65歳以上で生活機能低下のある人や介護家族に対して、保健師・管理栄養士が訪問して、個別性に応じた相談、指導を行っています。

(単位：回、人／年)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	人数	120	120	120
実績	人数	29	46	50

※令和5年度は見込み

●2-(1B)-3 健康相談

主に電話や来所での健康相談を行います。地域や各団体へ出向いての健康相談については、感染症の状況をみながら、安全な体制を検討しています。地域の老人クラブ等において、健康づくりや疾病予防に関する相談に医師、保健師・管理栄養士が個別に応じます。

(単位：回、人／年)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	実施回数	600	600	600
	参加人数	2,300	2,300	2,300
実績	実施回数	1902	780	800
	参加人数	1985	867	900

※令和5年度は見込み

②介護予防普及啓発事業

●2-(1B)-4 介護予防研修事業

介護予防の普及・啓発のために、介護予防講演会を実施しています。

(単位：回、人／年)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	実施回数	1	1	1
	参加人数	100	100	100
実績	実施回数	0	0	0
	参加人数	0	0	0

※令和5年度は見込み

●2-(1B)-5 介護予防出前講座

介護予防の普及・啓発とともに、介護予防に資する自主的な活動が広く実施されるよう、貯筋体操の取組を希望するグループ等に対し、おおむね1カ月間出前講座を実施し、体験をしてもらっています。

(単位：回、人／年)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	実施回数	3	3	3
	参加人数	45	45	45
実績	実施回数	0	0	3
	参加人数	0	0	37

※令和5年度は見込み

③地域介護予防活動支援事業

●2-(1B)-6 ぴんとしゃん教室(転倒予防地区会館教室)

介護予防対象者把握事業によるハイリスク判定の結果、介護予防事業への参加が必要とされた人を対象に、転倒予防体操等の教室を行っています。

(単位：回、人／年)

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	実施回数	24	24	24
	参加実人員/延人員	20/240	20/240	20/240
実績	実施回数	12	10	10
	参加実人員/延人員	8/72	4/39	6/44

※令和5年度は見込み

●2-(1B)-7 貯筋体操自主グループリーダー育成

介護予防のための個々人の取組を日々の生活として定着させるとともに、介護予防に資する自主的な活動が広く実施されるよう、自主グループの支援とリーダー育成のための研修会を開催しています。(既存リーダーの懇談2回、新たな育成1回)

(単位：回、人／年)

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	実施回数	3	3	3
	参加人数	70	70	70
実績	実施回数	1	1	6
	参加人数	26	13	96

※令和5年度は見込み

●2-(1B)-8 貯筋体操自主グループ活動支援

転倒予防の貯筋体操に取り組む自主グループの活動を支援し、地域の高齢者が要介護・要支援状態となるリスクの軽減を図っています。

(単位：団体、人／年)

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	団体数	25	26	27
	参加人数	12,000	12,500	13,000
実績	団体数	25	24	22
	参加人数	4,556	6,234	7,559

※令和5年度は見込み

●2-(1B)-9 健康教育

地域の老人クラブ等において仲間とともに主体的な健康づくりが行えるように、心身の健康づくりや生活機能低下予防に関する講話等を行っています。

(単位：回、人／年)

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	実施回数	180	180	180
	参加人数	2,800	2,800	2,800
実績	実施回数	9	44	45
	参加人数	106	409	450

※令和5年度は見込み

●2-(1B)-10 地域展開型介護予防教室

閉じこもりがちな高齢者を対象に、地域の健康づくり組織の方々の協力を得て集いの場を開催しています。

また、保健師が個別に健康相談を行っています。

(単位：箇所、人／年)

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	事業箇所	3	3	3
	参加人数	200	200	200
実績	事業箇所	2	2	2
	参加人数	24	94	90

※令和5年度は見込み

④一般介護予防事業評価事業

●2-(1B)-11 介護予防効果検証事業

研究者等に協力を受け、介護予防の効果検証を行っています。

(単位：回／年)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	実施回数	1	1	1
実績	実施回数	1	1	1

※令和5年度は見込み

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

●2-(1B)-12 介護予防リハビリテーション支援事業

リハビリ専門職等から介護予防推進のための助言を受けます。

(単位：グループ数／年)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	支援グループ数	1	1	1
実績	支援グループ数	0	0	0

※令和5年度は見込み

⑥生活支援サービス

●2-(1B)-13 生活支援短期入所

要介護認定自立の高齢者で、同居している家族が疾病等の理由により在宅での生活が不安な場合に、一時的に養護老人ホームに入所させることにより、自立高齢者の在宅生活とその家族を支援しています。

(単位：日／年)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	利用延日数	300	300	300
実績	利用延日数	82	145	100

※令和5年度は見込み

(2)A 包括的支援事業

●2-(2A) 地域包括支援センターの運営

高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるように、地域の方々、関係職種と連携し高齢者とその家族を支援しています。

(単位：回／年)

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	地域ケア会議実施数	7	7	7
実績	地域ケア会議実施数	7	10	5

※令和5年度は見込み

(2)B 包括的支援事業(社会保障充実分)

①在宅医療・介護連携の推進

●2-(2B)-1 在宅医療及び介護連携の推進

医療・介護の専門職等で構成される在宅医療・介護多職種ネットワーク会議と連携し、在宅医療・介護を包括的かつ持続的に提供できる体制をつくります。

(単位：回／年)

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	研修会開催回数	4	4	4
実績	研修会開催回数	1	1	2

※令和5年度は見込み

②認知症施策の推進

●2-(2B)-2 認知症カフェの運営

認知症を抱え生活をされている本人、支えている家族、地域住民、専門職種等、誰もが気兼ねなく集まることができ、認知症を含んだ病気への理解、介護等の情報交換、社会参加の活動の場、心を休める場を提供し、地域でよりよい生活を送っていただくよう支援しています。

(単位：回、人／年)

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	開催回数	51	51	51
	本人・家族参加者数	350	350	350
実績	開催回数	51	49	51
	本人・家族参加者数	404	578	600

※令和5年度は見込み

●2-(2B)-3 認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で支えるため、認知症サポーター養成講座を行っています。

また、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげるため、認知症サポーターステップアップ講座を行っています。

(単位：人／年)

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	サポーター養成者数	100	100	100
	ステップアップ講座受講者数	80	80	80
実績	サポーター養成者数	85	89	100
	ステップアップ講座受講者数	35	47	33

※令和5年度は見込み

●2-(2B)-4 認知症初期集中支援チーム

認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行っています。

(単位：回／年)

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	訪問回数	20	20	20
実績	訪問回数	10	0	10

※令和5年度は見込み

●2-(2B)-5 家族介護者交流

要支援 1 から要介護 5 までの高齢者等を介護する家族に対して、家族介護者団体との連携により講演会を実施しています。

(単位：人／年)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画	参加人数	70	70	70
実績	参加人数	50	30	70

※令和 5 年度は見込み

●2-(2B)-6 認知症高齢者やすらぎ支援訪問員派遣

認知症高齢者の介護や支援ができる団体に業務を委託し、介護家族の負担を軽減するため、やすらぎ支援訪問員が自宅を訪問し、見守りや話し相手等行っています。

(単位：人／年)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画	訪問活動数	220	220	220
実績	訪問活動数	190	240	180

※令和 5 年度は見込み

③生活支援サービスの体制整備

●2-(2B)-7 生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進することを目的に協議体を設置し、助け合い・支え合いによる地域づくりを支援しています。

(単位：地域)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画	支え合いの仕組みが できている地域	7	7	7
実績	支え合いの仕組みが できている地域	3	3	3

※令和 5 年度は見込み

(3)任意事業

①家族介護支援事業

●2-(3)-1 家族介護用品支給

要介護 4 又は 5 の市民税非課税の高齢者を介護する市民税非課税世帯に属する家族に対して、紙おむつ・尿とりパットと交換できる家族介護用品給付券を交付しています。

(単位：人／年)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画	支給人数	16	16	16
実績	支給人数	15	16	16

※令和 5 年度は見込み

②その他の事業

●2-(3)-2 食事サービス

おおむね 65 歳以上の一人暮らしの人、障がい者の人で身体虚弱のため食事をはじめ日常生活を営む上で支障をきたしている人に対して、安定した食生活を確保するとともに安否確認を兼ねて弁当の宅配を行っています。

(単位：人／年)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画	利用実人数	170	170	170
令和実績	利用実人数	168	181	170

※令和 5 年度は見込み

●2-(3)-3 高齢者世話付住宅生活援助員派遣

高齢者専用住宅 69 戸のうち、おおむね 35 戸に 1 名の生活援助員を配置し、入居者の安否確認、生活支援、相談業務、緊急時の対応等を提供し、安全で快適な生活を営めるよう支援を行っています。

(単位：回／年)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画	実施回数	4,080	4,080	4,080
実績	実施回数	5,025	4,892	4,850

※令和 5 年度は見込み

●2-(3)-4 成年後見利用支援事業

認知症等により判断能力が不十分な高齢者等に福祉の向上を図るため、成年後見等の選任が必要と判断した場合に支援を行っています。

(単位：回、人／年)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	市長申立て数	2	2	2
	報酬助成者数	3	4	4
実績	市長申立て数	1	0	0
	報酬助成者数	4	2	2

※令和5年度は見込み

(4)地域包括支援センター事業

包括的支援事業

①総合相談・権利擁護業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるために、相談窓口を常設しています。

電話や窓口での相談、関係機関からの連絡を受け、本人と家族が安心して生活できるためのサービスの紹介や日常生活上の工夫について助言を行っています。

各年度とも、相談内容としては、介護問題の相談が最も多く、日常生活上の心配や健康問題に関する内容も多くみられました。ご本人、ご家族と相談し、介護申請や成年後見制度の利用を進めるなどの必要な支援を行っています。

※令和5年度は9月末数を集計

(新規総合相談 実数)

相談内容	年度	相談件数	相談経路内訳							
			本人	家族	ケアマネ	地域	事業者	医療機関	関係機関	その他
本人・家族の介護問題	令和3	27	3	18	1	1	1	2	1	
	令和4	40	4	19	4	1		6	5	1
	令和5	28	3	19	1	1	1	1	2	
日常生活上の不安に関する問題	令和3	25	6	6	1	5	2	3	1	1
	令和4	23	1	6	1	7		3	2	3
	令和5	5	3	1	1					
虐待やその疑いに関する問題	令和3	3				1	2			
	令和4	1					1			
	令和5	0								
地域との関係に関する問題	令和3	1				1				
	令和4	4			1	1			2	
	令和5	4			1	2			1	
金銭・経済問題	令和3	5		1	1				3	
	令和4	2		1				1		
	令和5	2	1						1	
健康問題	令和3	14	3	6		1	1	2		1
	令和4	15	1	4	1	3		2	4	
	令和5	4	1	2		1				
家族関係	令和3	1					1			
	令和4	3	1						2	
	令和5	1		1						
その他	令和3	8		1		1			6	
	令和4	6		1					4	1
	令和5	9	1						8	
計	令和3	84	12	32	3	10	7	7	11	2
	令和4	94	7	31	7	12	1	12	19	5
	令和5	53	9	23	3	4	1	1	12	0

(高齢者虐待対応 単位：件)

年度	件数	虐待を受けた人 性別		虐待内容(重複)					
		男	女	身体	言動	経済	放置	自虐	不適切 介護
令和3	7	3	4	7	3				
令和4	2		2	1			1		
令和5	0								

(成年後見制度の相談 単位：件)

年度	成年後見制度・日常生活自立支援事業等	うち、支援により制度利用開始					
		補助	補佐	後見	市長申立 (再掲)	任意後見 契約	日常生活 自立支援
令和3	2			2	1		
令和4	0						
令和5	2						

②包括的・継続的ケアマネジメント業務

介護支援専門員、サービス事業所の職員のスキルアップを目指し、研修会等を実施しています。

(介護支援専門員等研修会 実施結果 単位：人)

日 時	内 容	参加数
令和3年11月19日	ケアマネの方等にも知ってほしい権利擁護	37
令和4年6月17日	ケアマネの方等にも知ってほしい 令和6年トリプル改定 にむけての現時点でのトレンド	32
令和4年9月30日	介護支援専門員の方等にも知ってほしい、生活困窮の支援	23
令和5年2月17日	高齢者虐待防止研修 (認知症の理解・在宅介護の実態と介護家族の理解)	46
令和5年9月1日	ケアマネの方等にも知ってほしいコミュニティソーシャル ワークの理解	33

③第1号介護予防支援事業

虚弱な65歳以上の方々を早期に発見し、要支援・要介護状態とならないために、必要な支援を行う事業です。地域包括支援センターとしては、必要な方に対し、訪問、支援を行っています。

(基本チェックリスト実施結果 単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本チェックリスト配布者数	875	452	541
基本チェックリスト判定者数	522	242	341
事業対象者数	212	91	109
教室参加者数	8	4	5
個別対応者数	16	17	34
移動おれんじカフェぴば参加数	7	11	100

(2)指定介護予防支援事業

指定介護予防支援事業は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、予防給付に関するケアマネジメントを行う業務です。要介護状態になることを予防するため、各種サービスの調整を行っています。

(介護予防マネジメント給付管理件数 単位：件)

区 分	合計	初回	継続
令和3年度	2,576	50	2,526
令和4年度	2,498	41	2,457
令和5年度	1,245	33	1,212

(総合事業給付管理件数 単位：件)

区 分	合計	初回	継続
令和3年度	1,135	28	1,107
令和4年度	1,075	27	1,048
令和5年度	545	6	539

(3) その他事業

総合相談や権利擁護業務で把握した緊急的支援が必要なケース等の支援を行うために、地域ケア会議を実施しています。

(地域ケア会議 個別ケース検討結果)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議 実施回数	7回	10回	5回
検討ケース延べ数	6ケース	9ケース	4ケース
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待による措置入所者の処遇について ・同居の親が施設入所により単身生活になった知的障がい者のケース検討 ・在宅で困難課題を複数抱える家族のケース検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の報告と今後の処遇について ・親の施設入所により障がいをもつ子だけの世帯となったケースの検討 ・身寄りがない、生活困窮等、困難課題を複数抱えるケースの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮している施設入所中の高齢者について ・4世代家族間による重層的福祉困難ケースについて ・入所判定

(3)介護給付サービス

(1)介護給付

①居宅サービス

●3-(1)-1 訪問介護

ホームヘルパー等が要介護者の家庭等を訪問し、自力では困難な調理や洗濯、掃除等の家事援助、入浴や食事、排泄等の身体介護の提供を行っています。

(単位：回／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	44,298	45,284	44,986
実績	29,590	30,011	29,144

※令和5年度は見込み

●3-(1)-2 訪問入浴介護

要介護者の自宅を入浴車で訪問し、浴槽を提供して利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図っています。

(単位：回／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	468	468	468
実績	337	287	252

※令和5年度は見込み

●3-(1)-3 訪問看護

訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が要介護者の自宅を訪問して医師の指示に基づいて、病状の観察や清拭、床ずれの手当、カテーテルの管理など療養上の世話や必要な診療の補助、家族等への助言を行っています。

(単位：回／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	6,929	7,015	6,922
実績	5,865	5,471	6,208

※令和5年度は見込み

●3-(1)-4 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が要介護者の自宅を訪問して医師の指示に基づいて、心身機能の維持回復や日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを行っています。

(単位：回／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	4,475	4,460	4,360
実績	1,585	1,714	1,866

※令和5年度は見込み

●3-(1)-5 居宅療養管理指導

医療機関や薬局などの医師・歯科医師・薬剤師等が、通院が困難な要介護者の自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、療養上の管理及び指導を行っています。

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	948	960	960
実績	1,285	1,319	1,554

※令和5年度は見込み

●3-(1)-6 通所介護

閉じこもり防止や介護者の負担軽減を目的に、デイサービスセンターにおいて、機能訓練や食事、入浴、健康チェック等の提供を行っています。

(単位：回／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	9,476	9,558	9,558
実績	11,824	13,666	15,002

※令和5年度は見込み

●3-(1)-7 通所リハビリテーション

心身機能の維持・回復を図るため、主治医の判断に基づき機能訓練(理学療法士、作業療法士等が行うリハビリテーション)や食事、入浴、健康チェック等の提供を行っています。

(単位：回／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	11,290	11,431	11,274
実績	9,260	8,872	11,194

※令和5年度は見込み

●3-(1)-8 短期入所生活・療養介護

短期入所生活介護

一時的に介護老人福祉施設等の老人短期入所施設等に入所して、入浴・食事等の日常生活の支援や機能訓練等の提供を行っています。

短期入所療養介護

治療の必要がある場合に、介護老人福祉施設や介護療養型医療施設等に短期入所して、看護・医療的管理下の介護・機能訓練等のほか、入浴・食事等の日常生活の支援を行っています。

(単位：日／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	4,472	4,614	4,614
生活介護	3,290	3,432	3,432
療養介護(老健)	1,182	1,182	1,182
療養介護(病院等)	0	0	0
実 績	3,420	4,379	4,536
生活介護	1,523	2,188	2,366
療養介護(老健)	1,897	2,191	2,170
療養介護(病院等)	0	0	0

※令和5年度は見込み

●3-(1)-9 特定施設入居者生活介護

介護保険事業の指定を受けた有料老人ホームや養護老人ホーム・ケアハウス等に入居している高齢者等に、日常生活の支援や介護サービスの提供を行っています。

介護サービスの提供は、入居している施設が提供する場合と外部のサービス事業所が提供する場合があります。

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	528	528	528
実 績	497	582	665

※令和5年度は見込み

●3-(1)-10 福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活に支障のある要介護者に、日常生活上の便宜や機能訓練のための福祉用具を貸し出しています。

(単位：人／年)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	4,320	4,380	4,320
実績	4,114	4,115	3,998

※令和5年度は見込み

●3-(1)-11 特定福祉用具販売

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄に関する用具の購入費を支給しています。

年間(年度内)10万円までの購入が可能です。

(単位：人／年)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	108	108	108
実績	65	53	58

※令和5年度は見込み

②地域密着型サービス

●3-(1)-12 定期巡回・随時対応型訪問介護

定期巡回訪問又は随時通報を受け、利用者(要介護者)の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、療養上の世話や診療の補助を行っています。

(単位：人／年)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	36	36	36
実績	89	77	55

※令和5年度は見込み

●3-(1)-13 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の支援や機能訓練等を日帰りで行っています。

(単位：回／年)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	8,092	8,224	8,158
実績	4,774	2,765	2,772

※令和5年度は見込み

●3-(1)-14 認知症対応型通所介護

認知機能の低下により日常生活に支障が生じてきている要介護者の人にデイサービスセンター等に通っていただき、日常生活に必要な入浴・排泄・食事等、身の回りの世話や機能訓練等の提供を行っています。

(単位：回／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	2,498	2,498	2,498
実績	2,496	2,384	2,090

※令和5年度は見込み

●3-(1)-15 小規模多機能型居宅介護

施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせた多機能なサービスを提供しています。

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	2	2	2
実績	6	4	4

※令和5年度は見込み

●3-(1)-16 認知症対応型共同生活介護

状態が比較的安定した認知症の要介護者がグループホームにおいて共同生活を営みながら、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練等の提供を行っています。

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	55	55	55
実績	47	35	34

※令和5年度は見込み

●3-(1)-17 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入居定員が29人以下の特別養護老人ホームで、入浴・排泄・食事などの日常生活上の世話や機能訓練、健康管理と療養上の世話等の提供を行っています。

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	55	55	55
実績	53	40	35

※令和5年度は見込み

③住宅改修・居宅介護支援

●3-(1)-18 住宅改修

在宅の要介護者が、手すりの取り付けや段差解消等、小規模な一定種類の住宅改修を実際に居住する住宅に行った場合に住宅改修費用を支給しています。

支給限度額は20万円となっています。

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	108	108	108
実 績	52	45	48

※令和5年度は見込み

●3-(1)-19 居宅介護支援

要介護者が指定居宅介護支援事業者の行う居宅介護支援(ケアマネジメント)を受けたときに当該居宅介護支援事業者に対して居宅介護サービス計画費を支給しています。

支給額は基準額の全額となっています。(自己負担なし)

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	6,540	6,612	6,540
実 績	6,161	6,432	6,440

※令和5年度は見込み

④施設サービス

●3-(1)-20 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

入院治療の必要がなく自宅での生活を続けることが困難な要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の日常生活上の介護、機能訓練・健康管理等の提供を行っています。

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	107	107	107
実績	123	130	131

※令和5年度は見込み

●3-(1)-21 介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき在宅復帰を目指し、看護・介護サービスを中心とした医療ケアや機能訓練等の提供を行っています。

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	152	152	152
実績	147	150	147

※令和5年度は見込み

●3-(1)-22 介護医療院

日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた介護保険施設です。

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	118	118	118
実績	107	104	98

※令和5年度は見込み

●3-(1)-23 介護療養型医療施設

長期療養を必要とし療養病床を持つ病院の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、機能訓練等の提供を行っています。

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	1	1	1
実績	0	0	1

※令和5年度は見込み

(2) 予防給付(介護予防サービス)

① 介護予防居宅サービス

● 3-(2)-1 介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が要支援者の自宅を訪問して医師の指示に基づいて、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行っています。

(単位：回／年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画	967	967	967
実績	1,199	1,190	1,046

※令和 5 年度は見込み

● 3-(2)-2 介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、短期集中的にリハビリテーション(機能回復訓練)を行っています。

(単位：回／年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画	1,066	1,066	1,066
実績	821	1,089	1,354

※令和 5 年度は見込み

● 3-(2)-3 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師や管理栄養士等が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理指導を行っています。

(単位：人／年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画	336	336	336
実績	391	385	350

※令和 5 年度は見込み

●3-(2)-4 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等に日帰りを通い、食事等の日常生活の支援や生活行為向上のための支援、機能訓練(リハビリテーション)などを行い、その人の目標にあわせて受けるサービスを選択してもらっています。(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等)

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	1,260	1,260	1,248
実 績	1,266	1,233	1,226

※令和5年度は見込み

●3-(2)-5 介護予防短期入所生活・療養介護

短期入所生活介護

一時的に介護老人福祉施設等の老人短期入所施設等に入所して、入浴・食事等の日常生活の支援や機能訓練等の提供を行っています。

短期入所療養介護

治療の必要がある場合に、介護老人福祉施設や介護療養型医療施設等に短期入所して、看護・医療的管理下の介護・機能訓練等のほか、入浴・食事等の日常生活の支援を行っています。

(単位：日／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	28	28	28
生活介護	0	0	0
療養介護(老健)	28	28	28
実 績	47	23	6
生活介護	2	0	0
療養介護(老健)	45	23	6

※令和5年度は見込み

●3-(2)-6 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業の指定を受けた有料老人ホームや養護老人ホーム・ケアハウス等に入居している高齢者等に、日常生活の支援や介護予防サービスの提供を行っています。

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	396	396	396
実績	359	308	259

※令和5年度は見込み

●3-(2)-7 介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活に支障のある要支援者に、日常生活上の便宜や機能訓練のための福祉用具を貸し出しています。

貸与の対象となる福祉用具は、手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえの4種類となっています。

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	2,136	2,136	2,124
実績	2,309	2,216	2,280

※令和5年度は見込み

●3-(2)-8 特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄に関する用具の購入費を支給しています。年間(年度内)10万円までの購入が可能です。

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	60	60	60
実績	36	32	32

※令和5年度は見込み

②地域密着型介護予防サービス

●3-(2)-9 認知症対応型通所介護

認知機能の低下により日常生活に支障が生じてきている要支援者の人にデイサービスセンター等に通っていただき、食事等の基本的なサービスや生活行為向上のための支援のほか、その人がなるべく要介護状態にならないよう機能訓練等の提供を行っています。

(単位：回／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	46	46	46
実績	17	0	0

※令和5年度は見込み

●3-(2)-10 認知症対応型共同生活介護

認知症の要支援2の人がグループホームにおいて共同生活を営みながら、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練等の提供を行っています。

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	0	0	0
実績	0	0	0

※令和5年度は見込み

③介護予防住宅改修・介護予防支援

●3-(2)-11 介護予防住宅改修

在宅の要支援者が、手すりの取り付けや段差解消等、小規模な一定種類の住宅改修を実際に居住する住宅に行った場合に住宅改修費用を支給しています。

支給限度額は20万円となっています。

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	60	60	60
実績	67	43	62

※令和5年度は見込み

●3-(2)-12 介護予防支援

要支援者が指定介護予防支援事業者の行う介護予防支援(ケアマネジメント)を受けたときに当該事業者に対して介護予防サービス計画費を支給しています。支給額は基準額の全額となっています。(自己負担なし)

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	3,072	3,072	3,048
実績	3,275	3,162	3,206

※令和5年度は見込み

(3)介護給付適正化事業

●3-(3)-1 要介護認定の適正化

要介護認定に係る認定調査の内容について、職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るために行っています。

(単位：件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	1,556	1,700	1,700
実績	1,170	1,352	1,435

※令和5年度は見込み

●3-(3)-2 ケアプランの点検

居宅介護支援事業所等を対象に、利用者の自立支援に資する適切なケアプランが作成されているか、プランの確認・検討を行っています。基本となる事項を介護支援専門員と確認しながら、利用者に見合った適切な介護サービスを保証し、ケアマネジメント等の質の向上に取り組みました。

(単位：事業所数／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	3	3	3
実績	9	9	9

※令和5年度は見込み

●3-(3)-3 住宅改修等の点検

住宅改修の点検は、事前審査と完了審査の書類等に疑義が生じた場合には、現地調査を行い、利用者の身体の状態に見合った適切な工事への改善指導を行っています。

(単位：回／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	110	115	120
実績	116	99	108

※令和5年度は見込み

●3-(3)-4 縦覧点検・医療情報との突合

介護給付適正化事業の推進のため、北海道国民健康保険団体連合会へ委託をして実施しています。審査結果については、報告があり確認しています。

【委託業務処理】

・縦覧点検

受給者毎に複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を発見します。誤り等があった場合は返還の手続きを行っています。

・医療情報との突合

入院と介護の給付情報を突合し、重複請求の内容確認を行います。誤り等があった場合は返還の手続きを行っています。

●3-(3)-5 介護給付費通知

サービスの適正な利用、給付費の適正化に向けて年1回、利用状況を本人や家族に通知しています。

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	1,500	1,520	1,520
実績	1,482	1,462	1,500

※令和5年度は見込み

第3章 計画の基本的な考え方

1 第8期計画の検証

地域包括ケアシステムを推進しながら、第8期計画の基本目標である、「高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしく、いきいきと生活できるまち」の実現を目指しました。

施策目標1 生きがいと役割を持って、健康でいきいきと生活するためのまちづくり

① 健康づくり施策の充実、推進

平均寿命が高くなっていく中、より豊かな人生を送るためには、健康寿命の延伸に努めることが必要です。このため、中高年から一貫した健康に関する情報の普及・啓発に努め、生活習慣病予防のための健康教育や健康診査の勧奨、健康相談などを実施するほか、保健推進員、食生活改善推進員、運動推進員等と連携した活動を通して、健康づくりを推進します。

○ 取組から

令和3、4年度については、新型コロナウイルスの感染症予防の観点から、健康教育、健康啓発イベントや、各推進委員による活動の自粛や休止せざるを得ない状況が続きましたが、令和5年度からは徐々に活動を再開しています。また、令和4年度から新たに禁煙支援の一つとして「美唄市禁煙外来治療費助成事業」を開始しています。

今後は、新型コロナウイルスの感染症予防の観点から縮小・休止した活動について、関係機関等と再開に向けた検討を進めていく必要があります。また、健康づくりや各活動について、保健指導対象者を始め、市民への周知啓発を強化していくことが必要です。

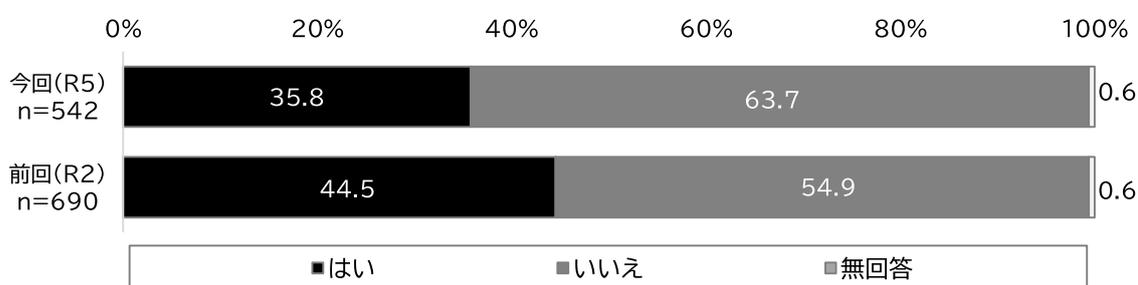
	関 連 施 策	施 策 番 号
保健事業	健康教育(65歳未満)	1-(1)-1
	健康相談(65歳未満)	1-(1)-2
	訪問指導(65歳未満)	1-(1)-3
	保健推進員活動推進事業	1-(1)-4
	食生活改善推進員活動推進事業	1-(1)-5
	運動推進員活動推進事業	1-(1)-6
	健康啓発イベントの開催	1-(1)-7

○ アンケート調査結果から

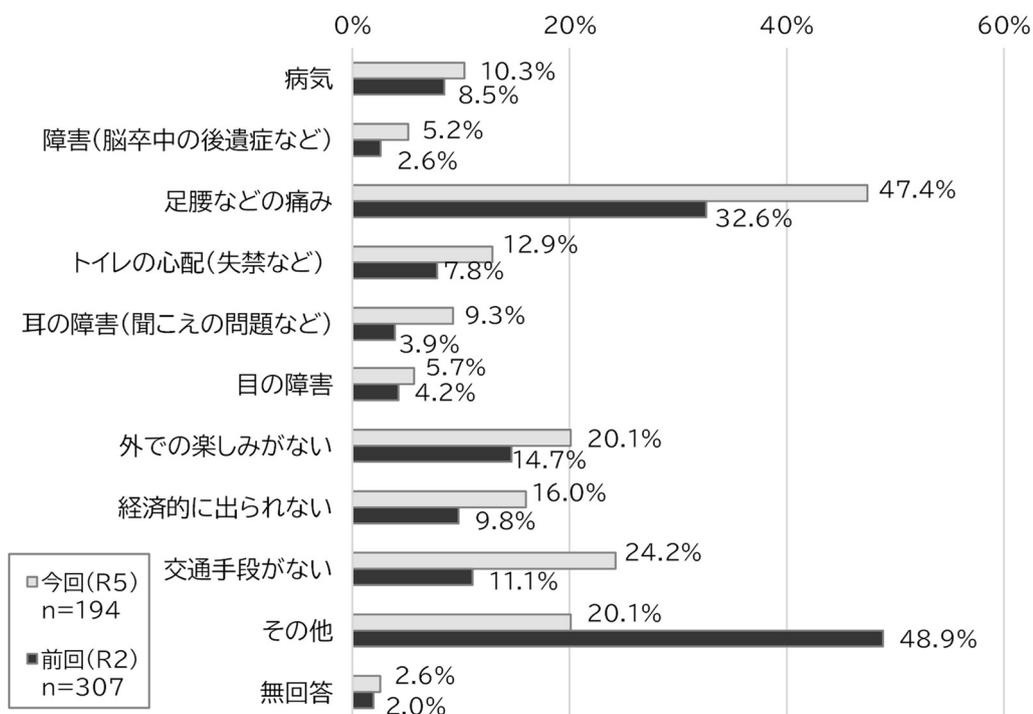
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で「外出を控えている(はい)」と回答した割合は、全体では3割半ばとなっており、前回調査(令和2年度)より低下しています。

また、「外出を控えている理由」として、前回調査では「その他」と回答し、新型コロナウイルス感染症予防を理由としている方が半数近く見られましたが、今回調査では2割にとどまっています。一方で、「足腰などの痛み」、「交通手段がない」と回答した割合は、前回調査に比べ10ポイント以上高くなっており、外出支援のニーズが高まっていると考えられます。

Q 外出を控えていますか(単数回答)



Q 外出を控えている理由は、次のどれですか(複数回答)



② 介護予防の推進

高齢者が健康でいきいきと生活するためには、元気なうちから介護予防に取り組み、要介護状態にならず生活機能を維持することが重要です。

このため、引き続き「貯筋体操」の普及を図るとともに、口腔ケアや認知機能の低下予防等を組み合わせた介護予防事業を推進します。

また、生活機能が低下した高齢者を早期に発見し、要介護状態にならないよう状態に応じた支援を行います。

○ 取組から

新型コロナウイルスの感染症予防の観点から、令和3、4年度においては、講演会・研修会等の開催、グループ活動、訪問による支援等が困難となりました。今後は、新型コロナウイルスの感染症予防の観点から縮小・休止した活動について、関係機関等と再開に向けた検討を進めていく必要があります。

また、健康相談についても、令和3年度は新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に関する相談が大半を占めており、疾病管理やフレイルの相談、自粛生活における意欲の減退、抑うつ状態など多岐にわたる相談がありました。ポストコロナにおいて、高齢期における心身の変化への相談に継続して対応していくことが必要です。

一方で、貯筋体操の自主グループ活動等の介護予防については、新型コロナウイルス感染症に気をつけながら、活動を継続することができました。今後も、市民の皆様が、地域で支えあいながら、活動を継続できるように支援を継続する必要があります。

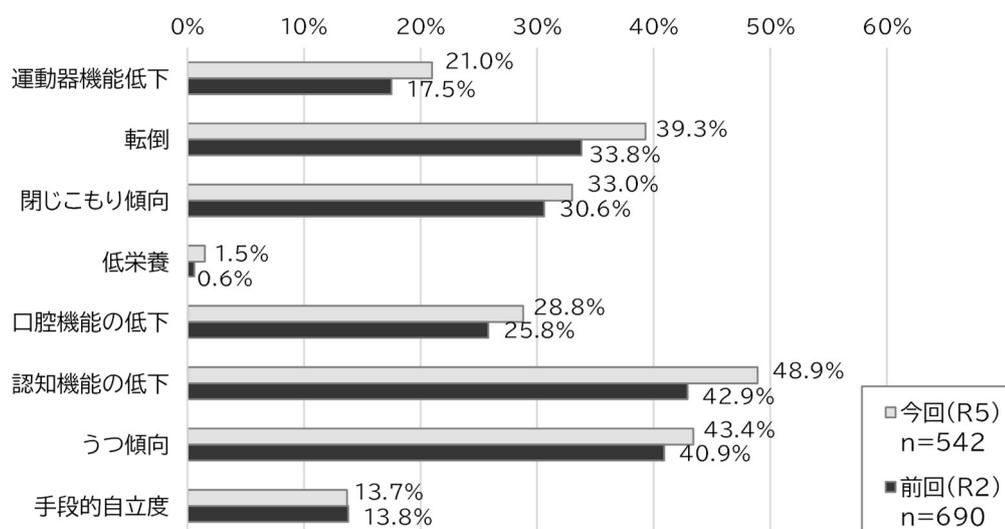
		関 連 施 策	施 策 番 号
一 般 介 護 予 防 事 業	介護予防把握事業	介護予防把握事業	2-(1B)-1
		訪問指導	2-(1B)-2
		健康相談	2-(1B)-3
	介護予防普及啓発事業	介護予防研修事業	2-(1B)-4
		介護予防出前講座	2-(1B)-5
	地域介護予防活動支援事業	ぴんとしゃん教室(転倒予防地区会館教室)	2-(1B)-6
		貯筋体操自主グループリーダー育成	2-(1B)-7
		貯筋体操自主グループ活動支援	2-(1B)-8
		健康教育	2-(1B)-9
		地域展開型介護予防教室	2-(1B)-10
	一般介護予防事業評価事業	介護予防効果検証事業	2-(1B)-11
	地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防リハビリテーション支援事業	2-(1B)-12

○ アンケート調査結果から

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の回答から、「運動器機能の低下」・「転倒リスク」・「閉じこもり傾向」・「低栄養状態」・「口腔機能の低下」・「認知機能」・「うつ傾向」・「手段的自立度(IADL)」の 8 項目についてリスク判定を行い、該当者の割合を前回調査(令和2年度)と比較したものが下図となります。

前回調査時と比べ、手段的自立度を除いた項目において該当者の占める割合は高くなっています。

Q リスク判定の該当者



③ 社会参加の促進

超高齢社会にあっても元気な高齢者が多数暮らしており、こうした方々が成熟社会での活躍の場を得て、社会参加や社会的役割を担うことで、生きがいや介護予防につながることから、高齢者のこれまでの豊かな経験や知識、技能を生かすことのできる機会を充実させていくことが必要です。

このため、老人クラブの活動の促進やシルバー人材センターの雇用の機会の確保に向けた取組や、文化活動やライフステージに応じたスポーツ活動又は町内活動など、地域での活動の場が更に広がるよう関係機関等と連携を取りながら取り組めます。

○ 取組から

老人クラブの活動や高齢者の経験・知識・技能を生かす雇用の場としてのシルバー人材センターの活動を支援しました。

老人クラブの団体数と会員数は減少傾向で会員の高齢化による役員のみならず手不足が見られます。活動内容の見直しや若い世代の会員の確保が課題です。

シルバー人材センターの会員数・延べ人数は入会・退会と動きはあるものの横ばいとなっています。

高齢者の社会参加活動や社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることから、今後も経験・知識・技能を生かすことのできる機会を充実させていくことが必要です。

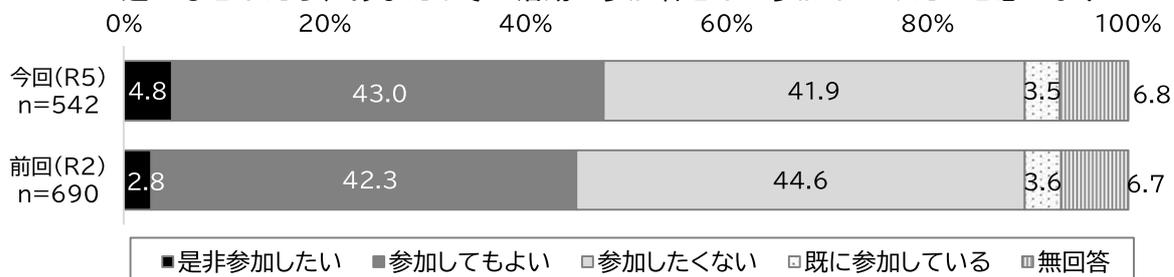
関 連 施 策		施 策 番 号
福祉事業	シルバー人材センター活動支援	1-(2)-6
	老人クラブ活動支援	1-(2)-7

○ アンケート調査結果から

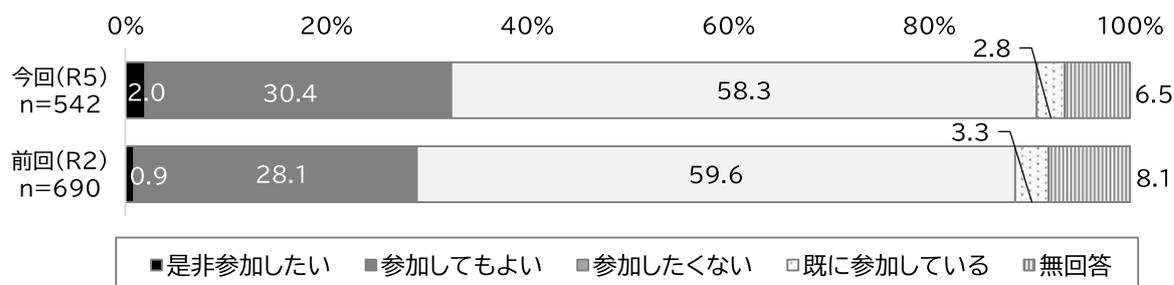
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の回答で、地域づくり活動へ「既に参加している」と回答した割合は 3.5 パーセントとなっていますが、参加意向がある(是非参加したい/参加してもよい)と回答した割合は、全体では 5 割弱となっています。また、地域づくり活動へ企画・運営として「既に参加している」と回答した割合は 2.8 パーセントとなっていますが、参加意向がある(是非参加したい/参加してもよい)と回答した割合は、全体では 3 割強となっています。

いずれも前回調査(令和 2 年度)と比べ、傾向に大差はみられませんが、参加意向があると回答した割合はわずかに上昇しています。

Q 健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか



Q 健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか



施策目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり

① 認知症施策の推進

今後増加が見込まれる認知症高齢者(若年性認知症も含む)に対応するため、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」⁵と「予防」⁶を車の両輪とした施策を推進していきます。

このため、認知症サポーターの養成や認知症カフェ(おれんじカフェぴば)を通じた認知症についての正しい知識の普及や、認知症の人や家族への支援を行います。また、認知症の人を早期に発見し、早期に対応できるよう「認知症初期集中支援チーム」の活動を推進するとともに、認知機能の低下予防にも取り組みます。

○ 取組から

認知症カフェの参加者数(本人・家族)は、増加傾向にあります。認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座の養成者数、認知症高齢者やすらぎ支援訪問員派遣訪問活動数については、計画値を下回ったものの、徐々に数は増加しており、今後も継続した開催が必要です。

また、認知症の人及び家族等が地域において安心して暮らすことができるよう、家族介護者交流事業を継続し、初期集中支援チームのみの対応ではなく、地域包括支援センターの総合相談支援機能を活用した家族介護者支援の充実が必要です。

	関 連 施 策	施 策 番 号
認知症施策の推進	認知症カフェの運営	2-(2B)-2
	認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座	2-(2B)-3
	認知症初期集中支援チーム	2-(2B)-4
	家族介護者交流	2-(2B)-5
	認知症高齢者やすらぎ支援訪問員派遣	2-(2B)-6
その他の事業	成年後見利用支援事業	2-(3)-4

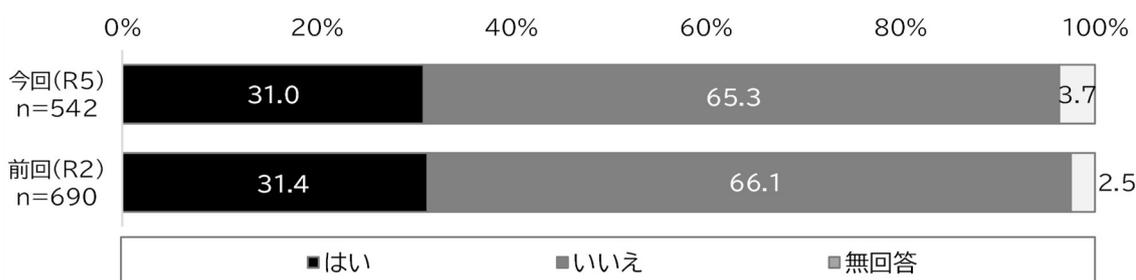
⁵ 「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日)においては、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味を表す。

⁶ 「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日)においては、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味を表す。

○ アンケート調査結果から

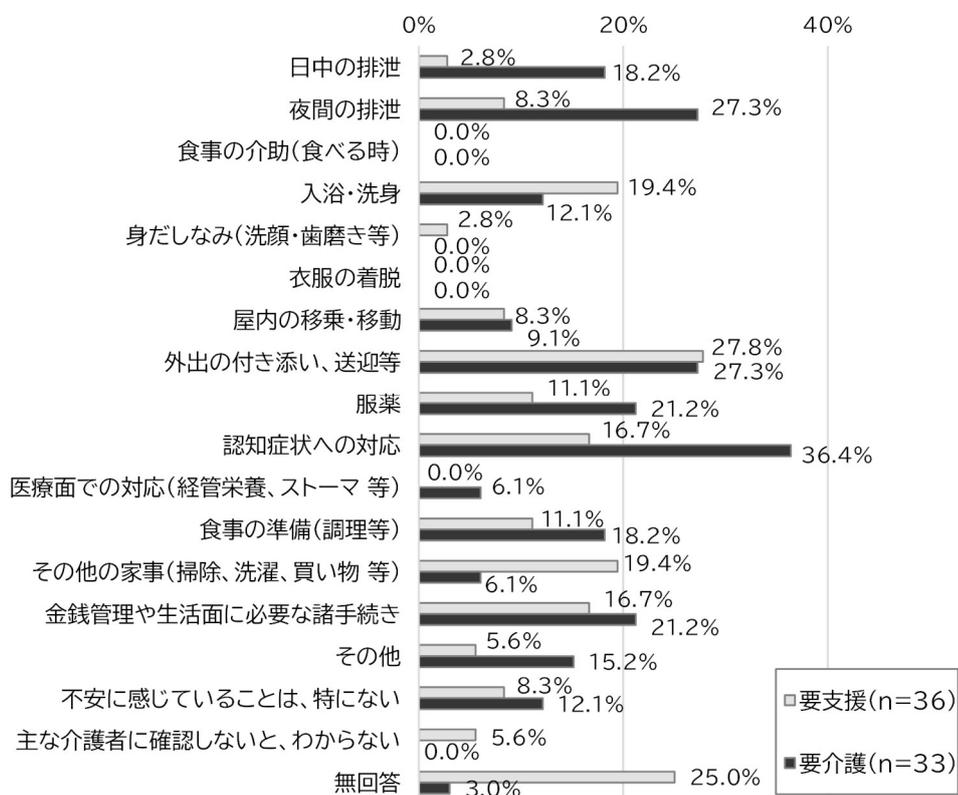
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の回答で、認知症に関する相談窓口を「知っている(はい)」と回答した割合は31.0パーセントとなっており、前回調査(令和2年度)と比べ、傾向に大差はみられませんでした。しかし、同調査のリスク判定による「認知機能」低下リスク該当者は5割弱を占めていることから、相談窓口に関する周知・啓発の強化が必要と考えられます。

Q 認知症に関する相談窓口を知っていますか(単数回答)



Q 現在の生活を継続していくに当たって、主な介護者の方が不安を感じる介護等について、ご回答ください(複数回答)

在宅介護実態調査の回答で、主な介護者の方が不安を感じる介護として「認知症状への対応」と回答した割合は要介護1~5の方を介護している方では3割半ばを占めており、介護者への支援についての充実も必要と考えられます。



② 高齢者の権利擁護の推進

高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うためには、関係機関や民間団体との連携による協力体制を整備することが必要です。このため、虐待防止に向けては、相談窓口機能の充実や虐待への理解を深める啓発を行います。

また、財産管理及び身上監護など高齢者の権利を守るための成年後見制度については、その周知や利用勧奨を行うとともに、関係課や成年後見センターを有する社会福祉協議会と連携し、中核機関の設置に向けて取り組みます。

○ 取組から

新規総合相談の実数としては、令和3年度は84件、令和4年度は94件となっており、年々増加しています。また、各年度とも、相談内容としては、介護問題の相談が最も多く、日常生活上の心配や健康問題に関する内容も多くみられました。

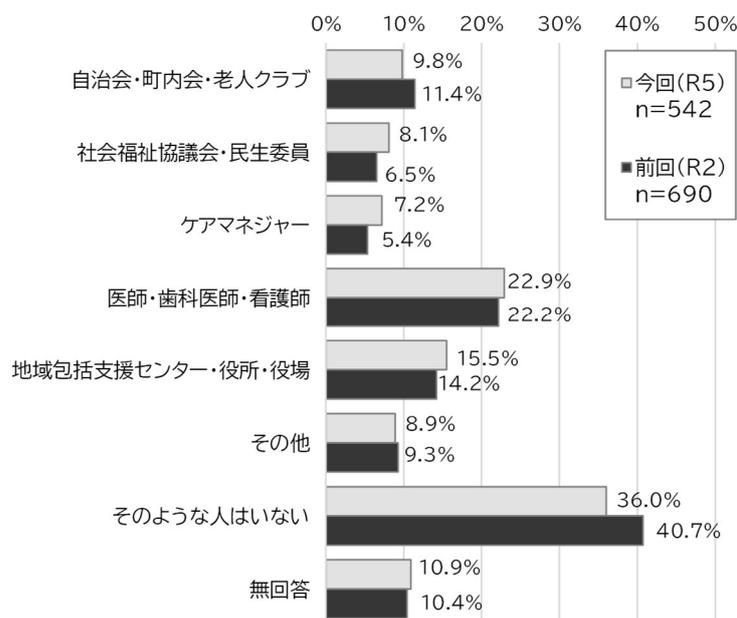
高齢者虐待対応件数、成年後見制度の相談数は年度によって差がありましたが、関係機関と連携し、適切な支援へ繋げています。今後も高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、見守り体制や関係機関の連携を強化していく必要があります。

関 連 施 策		施 策 番 号
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	2-(2A)
その他の事業	成年後見利用支援事業	2-(3)-4
地域包括支援センター事業(包括的支援事業)	総合相談・権利擁護業務	2-(4)-1
	包括的・継続的ケアマネジメント業務	2-(4)-2
	その他の事業(地域ケア会議の実施)	2-(4)-4

○ アンケート調査結果から

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の回答で、家族や友人・知人以外での相談先として、「地域包括支援センター・役所・役場」と回答した割合は1割半ばとなっており、前回調査(令和2年度)と比べ傾向に大差はみられませんでした。一方で、「そのような人はいない」と回答した割合は3割半ばとなっており、前回調査と比べやや低下しているものの、相談窓口に関する周知・啓発の強化が必要と考えられます。

Q 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください(複数回答)



③ ニーズに合わせた暮らしの支援や地域で支え合う体制づくり

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであり、それぞれのニーズに合わせた住まいで個人の尊厳が確保された生活が実現されることが重要です。

このため、関係機関等と連携し、住宅のバリアフリー改修助成制度や持ち家から賃貸住宅や中心市街地への住み替え等の相談に応じます。

また、より長く在宅生活が継続できるよう、既存の生活支援事業の利用の促進を図り、新たな生活支援サービスの構築の必要性についても引き続き検証していきます。

○ 取組から

既存の福祉事業については、利用者数はおおむね横ばいで推移していますが、一方で担い手不足が課題となっています。

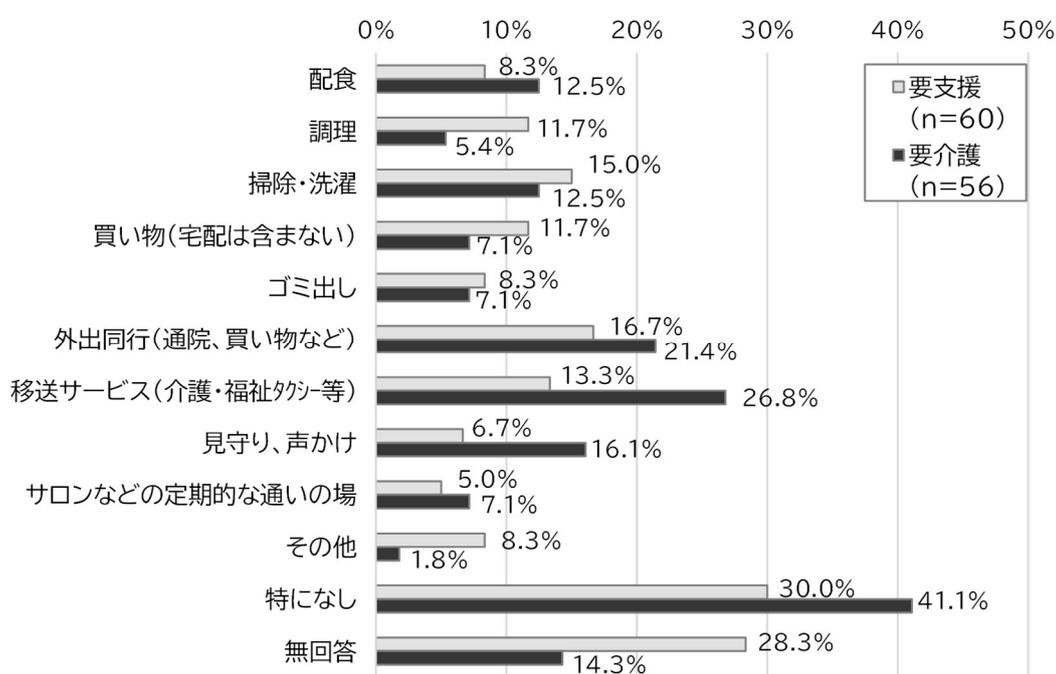
	関 連 施 策	施 策 番 号
福祉事業	福祉除雪	1-(2)-1
	福祉電話貸与	1-(2)-2
	間口除雪	1-(2)-3
	移送サービス	1-(2)-4
	緊急通報システム	1-(2)-5
	福祉灯油	1-(2)-8
	老人福祉施設入所措置	1-(2)-9
生活支援サービス	生活支援短期入所	2-(1B)-13
家族介護支援事業	家族介護用品支給	2-(3)-1
その他の事業	食事サービス	2-(3)-2
	高齢者世話付住宅生活援助員派遣	2-(3)-3

○ アンケート調査結果から

Q 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(複数回答)

在宅介護実態調査の回答で、必要と感じる支援・サービスについて、要支援 1・2 の方では「外出同行(通院、買い物など)」と回答した割合が最も高く、「掃除・洗濯」、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」と続き、要介護 1～5 の方では「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」と回答した割合が最も高く、「外出同行(通院、買い物など)」、「見守り、声かけ」と続きます。

「外出同行(通院、買い物など)」や「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」等、外出に係るサービスのニーズが高いことがうかがわれます。



④ 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害や、新型コロナウイルス感染症の影響により、非常時における高齢者に対するケアの問題が顕著となっています。高齢者の命を守り、心と体の健康を保つため、関係機関と連携した備え・支援・応援体制の構築について検討する必要があります。

災害時に配慮が必要な高齢者が安心して避難できる体制を整備するため、要配慮者リストの整備を図り、要配慮者マップに登録することにより、災害の発生に備えます。

また、「美唄市自殺対策計画」においては、自殺のリスクのある高齢者の早期発見、早期支援につなぐ取り組みを位置付けており、災害時などはそのリスクが高まることから、関係機関との連携を強め取り組みを推進していきます。

感染症対策については、高齢者は感染症の罹患と重症化のリスクが高いことから、平常時から健康づくりの一つとして感染防止への意識啓発を図っていくことが必要です。

介護事業所等に対し、感染症対策等の周知を徹底するとともに、介護事業所等における感染症の大規模発生時には、必要な物資の調達等について、市防災担当課と連携していきます。

また、介護事業所職員が感染症に罹患し、介護職員が不足し、施設運営に支障が生じるような場合には、北海道と密接な連携を図り介護支援事業者とともに支援を求めています。

○ 取組から

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進することを目的に協議体を設置し、助け合い・支え合いによる地域づくりを支援していますが、生活支援体制整備事業支え合いの仕組みができている地域は3地域にとどまっています。

仕組みづくりに向けて、継続した働きかけが必要と考えられます。

関 連 施 策		施 策 番 号
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	2-(2A)-0
包括的支援事業(社会保障充実分)	在宅医療及び介護連携の推進	2-(2B)-1
生活支援サービスの体制整備	生活支援体制整備事業	2-(2B)-7

施策目標3 自分らしく生活できるための介護サービスの基盤整備と利用の充実

① 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス提供

本市に合ったサービス提供がなされ、定着しつつあります。今後も多様化する介護ニーズに対応し、事業内容を検証しながら利用者の状態に合わせたサービスの提供に努めます。

また、一般介護予防事業に関しては、P D C Aサイクルに沿って推進するとともに、リハビリテーション専門職の関与を促すなど、多職種及び他の事業との連携を図ります。

更に、高齢者一人ひとりに対し、フレイル等の課題に対応するため、運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

○ 取組から

介護予防・生活支援サービス事業については、訪問型サービスと通所型サービスを継続しました。

介護予防ケアマネジメントについて、プラン作成件数は、令和3年度は1,337件、令和4年度は1,334件となっており、概ね横ばいで推移しています。

引き続き、支援が必要な方に対し、適切なサービスを提供していくことが必要です。

関 連 施 策		施 策 番 号
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	2-(1A)-1
	通所型サービス	2-(1A)-2
	介護予防ケアマネジメント	2-(1A)-3
地域包括支援センター事業	指定介護予防支援事業	2-(4)-3

② 介護サービス基盤整備と利用の充実

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が続けられるサービスの基盤整備が必要です。医療と介護が連携しながら支える体制の構築のほか、要支援・要介護の心身の状態に応じた多様なサービスが提供されるよう小規模多機能型サービス等、新たな居宅サービスの必要性について引き続き検討を行います。

今後においては、環境上の理由や生活困窮等の理由のほか、社会情勢の変化や多種多様なライフスタイルにより、在宅生活が困難な方を受け入れる施設が一層重要となってくる事から、介護人材の確保に向けた方策と併せ、「美唄市恵風園及び美唄市恵祥園運営等庁内検討会議」において、施設の在り方の検討を継続していきます。

○ 取組から

高齢者が住み慣れた地域で最期まで自分らしい日常生活を継続することができるように、令和3年度に美唄市地域包括ケア推進条例を策定し、令和4年4月1日に施行しました。

令和4年度には、本人や家族が安心して医療や介護サービスにつながるができるように、高齢者を主人公にした地域包括ケア漫画を作成し、全戸配布したほか、「美唄で健康に長生きし、安心して最期を迎えるために」の演題で地域包括ケア講演会とシンポジウムを実施しました。また、小規模多機能型介護事業所の必要性等について検討しました。

養護老人ホーム美唄市恵風園・特別養護老人ホーム恵祥園については、安定したサービス提供と施設運営を図るため、平成31年度に市役所内に設置した「美唄市養護老人ホーム及び美唄市特別養護老人ホーム課題等検討会議」を、令和2年度に「美唄市恵風園及び美唄市恵祥園運営等庁内検討会議」と改名し、今後の施設のあり方について、現在、検討を行っています。

関 連 施 策		施 策 番 号
包括的支援事業(社会保障充実分)	在宅医療及び介護連携の推進	2-(2B)-1
生活支援サービスの体制整備	生活支援体制整備事業	2-(2B)-7
介護給付サービス	介護サービス	3-(1)-1 ～ 3-(1)-23
	介護予防サービス	3-(2)-1 ～ 3-(2)-12
介護給付適正化事業	要介護認定の適正化	3-(3)-1
	ケアプランの点検	3-(3)-2
	住宅改修等の点検	3-(3)-3
	縦覧点検・医療情報との突合	3-(3)-4
	介護給付費通知	3-(3)-5

③ 介護人材確保と介護サービスの質の向上

介護サービスの提供に当たっては、質の高いサービスを適正に提供することが大切です。

このため、介護支援専門員や介護サービス従事者の知識、技能向上を支援するほか、介護給付の動向を常に把握し給付の適正化に努めます。全国的に問題となっている介護の人材不足については、どのような支援を講じることができるのか、現状等の把握を行い、対応策を検討していく必要があります。介護の現場での負担を軽減する介護ロボットの導入や、文書作成の負担軽減のためのICTの活用について検討するとともに、介護現場業務の効率化を図るため、申請様式の統一化及び添付書類の省略等を図ります。

また、サービスを必要とする人に適切なサービスが提供できるよう、低所得者に対し負担軽減を図ります。

○ 取組から

質の高い介護サービスを提供するために、介護支援専門員等研修を実施したほか、要介護認定の適正化やケアプランの点検を行うなど、質の高いサービスを適正に提供できるように努めました。

介護人材の不足については、介護職員処遇改善加算や中高年齢者等の多様な人材の確保や離職防止等、国が示した方針に基づき、各種対応をしているほか、介護ロボットに関連する補助金等の情報についても、介護事業者へ提供してました。

また、被保険者がサービスを利用しやすいように、低所得者への負担軽減を引き続き行いました。

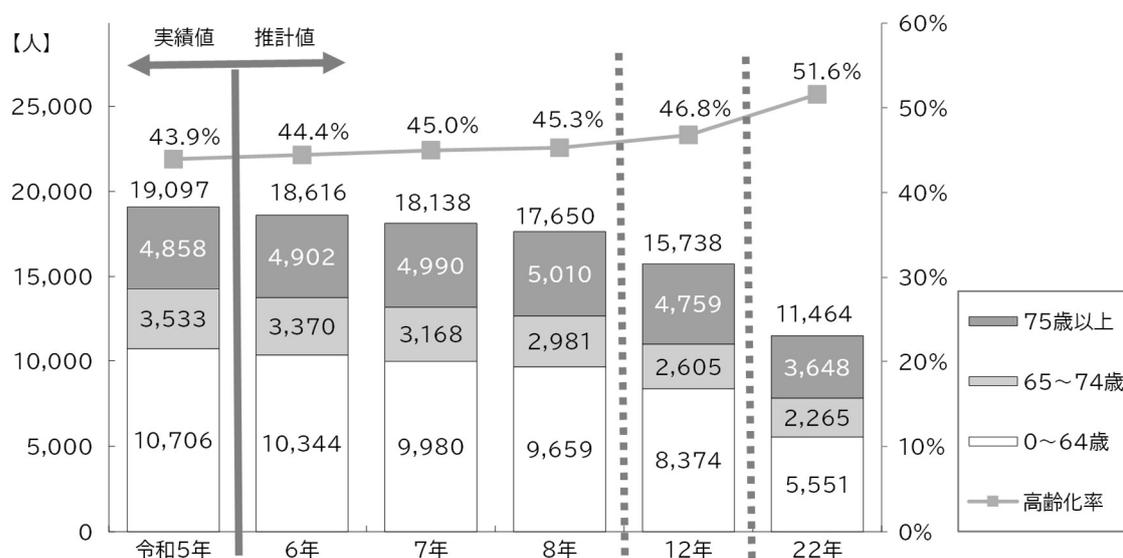
	関 連 施 策	施 策 番 号
包括的支援事業	包括的・継続的ケアマネジメント業務	2-(4)-2
介護給付適正化事業	要介護認定の適正化	3-(3)-1
	ケアプランの点検	3-(3)-2
	住宅改修等の点検	3-(3)-3
	縦覧点検・医療情報との突合	3-(3)-4
	介護給付費通知	3-(3)-5

2 将来推計人口等

本市の総人口は、第9期計画期間は減少傾向が続き、最終年度である令和8年には、総人口17,650人、うち高齢者人口7,991人、高齢化率は45.3パーセントに達すると見込まれます。

また、前期高齢者人口は減少傾向、後期高齢者人口は増加傾向で推移することが見込まれ、介護ニーズが高いとされる85歳以上については横ばいで推移することが見込まれます。

なお、高齢化率は、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22(2040)年まで上昇を続けることが見込まれます。



(単位: 人・%)

	実績	推計				
	令和5年度	6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
総人口	19,097	18,616	18,138	17,650	15,738	11,464
0~64歳	10,706	10,344	9,980	9,659	8,374	5,551
65歳以上	8,391	8,272	8,158	7,991	7,364	5,913
うち前期高齢者人口	3,533	3,370	3,168	2,981	2,605	2,265
うち後期高齢者人口	4,858	4,902	4,990	5,010	4,759	3,648
うち85歳以上人口	1,795	1,807	1,805	1,811	1,758	1,683
高齢化率	43.9%	44.4%	45.0%	45.3%	46.8%	51.6%
うち前期高齢者	18.5%	18.1%	17.5%	16.9%	16.6%	19.8%
うち後期高齢者	25.4%	26.3%	27.5%	28.4%	30.2%	31.8%

実績: 住民基本台帳人口(9月末時点)

推計: 令和2~4年住民基本台帳人口に基づく、コーホート変化率法⁷による推計値

⁷ あるコーホート(同時出生集団)の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。

3 第9期計画の目標及び指標の設定

地域包括ケアシステムを深化・推進し、「ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指します。

(1)第9期計画の施策目標及び指標

国の基本指針において、第9期計画において記載を充実する事項は、次のようにまとめられています。

第9期介護保険事業計画の基本指針の改正案(抜粋)

1. 介護サービス基盤の計画的な整備
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

第9期計画における基本指針(案)見直しの視点としては、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた介護サービス基盤の整備とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標について優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが求められています。

このようなことから、第8期計画の考え方や取組を踏襲しつつ、施策や目標について優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要であることから、重点施策及びその指標を設定し、進めていきます。

施策目標 1 健康でいきいきと生きがいと役割をもって生活するためのまちづくり

① 健康づくり施策の充実、推進 ★重点施策

平均寿命が高くなっていく中、より豊かな人生を送るためには、健康寿命の延伸に努めることが必要です。このため、中高年から一貫した健康に関する情報の普及・啓発に努め、生活習慣病予防のための健康教育や健康診査の勧奨、健康相談などを実施するほか、保健推進員、食生活改善推進員、運動推進員等と連携した活動を通して、健康づくりを推進します。

関 連 施 策		施 策 番 号
保健事業	健康教育(65歳未満)	1-(1)-①
	健康相談(65歳未満)	1-(1)-②
	訪問指導(65歳未満)	1-(1)-③
	保健推進員活動推進事業	1-(1)-④
	食生活改善推進員活動推進事業	1-(1)-⑤
	運動推進員活動推進事業	1-(1)-⑥
	健康啓発イベントの開催	1-(1)-⑦

重点施策としては、以下を指標に設定します。

指 標	区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1-(1)-① 健康教育(65歳未満)	団体数	30	30	30
	参加人数	180	180	180
1-(1)-④ 保健推進員活動推進事業	事業回数	15	15	15
	参加延人数	180	180	180
1-(1)-⑤ 食生活改善推進員活動推進事業	事業回数	35	35	35
	参加延人数	230	230	230
1-(1)-⑥ 運動推進員活動推進事業	事業回数	50	50	50
	参加延人数	650	650	650
1-(1)-⑦ 健康啓発イベントの開催	事業回数	10	10	10
	参加延人数	440	440	440

② 介護予防の推進 ★重点施策

高齢者が健康でいきいきと生活するためには、元気なうちから介護予防に取り組み、要支援・要介護状態にならずに生活機能を維持することが重要です。このため、介護予防出前講座等を実施し、引き続き貯筋体操の普及、啓発に努めるとともに、市民の皆様が継続的に貯筋体操に取り組めるように、貯筋体操の自主グループ活動を支援します。

また、高齢者が要支援・要介護状態とならないよう、介護予防把握事業を実施し、虚弱な高齢者を早期に発見し、貯筋体操の自主グループや各種保健事業へ参加できるように支援します。

		関 連 施 策	施 策 番 号
一般介護予防事業	介護予防把握事業	介護予防把握事業	2-(2)-①
		訪問指導	2-(2)-②
		健康相談	2-(2)-③
	介護予防普及啓発事業	介護予防研修事業	2-(2)-④
		介護予防出前講座	2-(2)-⑤
	地域介護予防活動支援事業	ぴんとしゃん教室(転倒予防地区会館教室)	2-(2)-⑥
		貯筋体操自主グループリーダー育成	2-(2)-⑦
		貯筋体操自主グループ活動支援	2-(2)-⑧
		健康教育	2-(2)-⑨
		地域展開型介護予防教室	2-(2)-⑩
	一般介護予防事業評価事業	介護予防効果検証事業	2-(2)-⑪
	地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防リハビリテーション支援事業	2-(2)-⑫

重点施策として、以下を指標に設定します。

指 標	区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2-(2)-④ 介護予防研修事業	実施回数	1	1	1
	参加人数	80	80	80
2-(2)-⑤ 介護予防出前講座	実施回数	3	3	3
	参加人数	45	45	45
2-(2)-⑥ ぴんとしゃん教室 (転倒予防地区会館教室)	実施回数	12	12	12
	参加実人員/ 延べ人員	10/180	10/180	10/180
2-(2)-⑧ 貯筋体操自主グループ活動支援	団体数	23	24	25
	参加人数	7,000	7,250	7,500

③ 社会参加の促進

超高齢社会にあっても元気な高齢者が多数暮らしており、こうした方々が成熟社会での活躍の場を得て、社会参加や社会的役割を担うことで、生きがいや介護予防につながることから、高齢者のこれまでの豊かな経験や知識、技能を生かすことのできる機会を充実させていくことが必要です。

第8期計画期間中に感染症が流行し、人と人とのつながりが少なくなっていた状況にありますが、少しずつ、つながりの場や機会を増やし、安全に社会参加できるための体制を整えていく必要があると考えます。

このため、老人クラブの活動の促進やシルバー人材センターの雇用の機会の確保に向けた取組や、文化活動やライフステージに応じたスポーツ活動又は町内活動など、地域での活動の場が更に広がるよう関係機関等と連携を取りながら取り組めます。

関 連 施 策		施 策 番 号
福祉事業	シルバー人材センター活動支援	1-(2)-⑥
	老人クラブ活動支援	1-(2)-⑦

施策目標 2 住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり

① 認知症施策の推進(美唄市認知症施策推進基本計画) **★重点施策**

今後も増加が見込まれる認知症高齢者(若年性認知症を含む)に対応するため、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り最期まで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」⁸と「予防」⁹を車の両輪とした施策を推進していく必要があります。

このため、認知症サポーターの養成や認知症カフェ(おれんじカフェぴば)での認知症の人の生きがいをもった活動を通じ、本人の想いを発信し、認知症についての正しい知識の普及を行っていく他、地域包括支援センターの総合相談機能の活用や家族介護者団体と連携し、家族介護者支援の充実を図ります。

また、認知症の人を早期に発見し、早期に対応できるよう「認知症初期集中支援チーム」の活動を継続するとともに、一般介護予防事業とも連携し認知機能の低下予防にも取り組みます。

これら取組について、令和5年6月に成立した「共生社会を実現するための認知症基本法」の基本的施策に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

「共生社会を実現するための認知症基本法」に基づく基本的施策(抜粋)

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等
2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等
4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
6. 相談体制の整備等
7. 研究等の推進等
8. 認知症の予防等

⁸ 「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日)においては、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味を表す。

⁹ 「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日)においては、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味を表す。

関 連 施 策		施 策 番 号	
認知症施策の推進	認知症に対する正しい理解の普及	認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座	2-(4)-②
		認知症ケアパス(安心おれんじガイド)作成	2-(4)-③
	医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	認知症カフェの運営	2-(4)-④
		家族介護者交流	2-(4)-⑤
		認知症高齢者やすらぎ支援訪問員派遣	2-(4)-⑥
	認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	美唄市認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク事業	2-(4)-⑦
		見守り声かけ模擬訓練	2-(4)-⑧
	認知症予防に資する可能性のある活動の推進	認知症初期集中支援チーム	2-(4)-⑨
	その他の事業	成年後見利用支援事業	2-(5)-④

重点施策として、以下を指標に設定します。

指 標	区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2-(4)-② 認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座	サポーター養成者数	80	80	80
	ステップアップ講座開催回数	1	1	1
2-(4)-④ 認知症カフェの運営	開催回数	51	52	51
	本人・家族等参加者数	700	700	700
2-(4)-⑤ 家族介護者交流	参加人数	40	40	40
2-(4)-⑦ 美唄市認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク事業	検索対象者登録数	20	20	20
	検索協力者登録数	60	70	70
2-(4)-⑧ 見守り声かけ模擬訓練	訓練回数	1	1	1

② 高齢者の権利擁護の推進

高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者や養護者に対し関係機関と協力、連携し必要な支援を行っていくことが重要です。そのため、虐待防止に対する理解、啓発、対応力向上を目的に研修会を行います。

また、一人暮らしの高齢者の増加や経済的困窮、認知症等様々な状況の中、不安を抱えながら生活している高齢者に対し、地域包括支援センターを相談窓口とし必要な支援を行います。更に、成年後見制度については、財産管理及び身上監護など高齢者の権利を守るため、その周知や利用勧奨を行うとともに、関係課や成年後見センターを有する社会福祉協議会と連携し取り組みます。

関 連 施 策		施 策 番 号
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	2-(3)-①
その他の事業	成年後見利用支援事業	2-(5)-④
地域包括支援センター事業(包括的支援事業)	総合相談・権利擁護業務	2-(6)-①
	包括的・継続的ケアマネジメント業務	2-(6)-②
	その他の事業(地域ケア会議の実施)	2-(6)-④

③ ニーズに合わせた暮らしの支援や地域で支え合う体制づくり

高齢者の住まいとしては、自宅のほか、高齢者世話付住宅、サービス付き高齢者住宅等、様々なものがあります。高齢者が心身の状態にあった住宅で、個人の尊厳が確保され、安心して生活できるように、必要な情報を提供していきます。

また、高齢期になり、足腰に不安がある場合、手すりや段差の解消等を行うことで安全に安心して暮らせるため、必要な方へは介護保険の住宅改修や福祉用具の使用、住宅のバリアフリー改修助成制度等の情報も提供していきます。

更に、一人暮らしや高齢者世帯の皆様が、住み慣れた地域で社会から孤立することなく、安心して生活できるように、生活支援体制整備事業の中で、地域の支え合いの仕組みづくりとして、菜の花協議会や菜の花サロン等の活動を行っています。時代とともに、人と人との関係性が希薄化してきている状況にありますが、町内会や老人クラブの単位や、更に既存の組織にとらわれない形での集まり等の可能性も模索しながら、地域の支え合いの体制づくりに努めます。

	関 連 施 策	施 策 番 号
福祉事業	福祉除雪	1-(2)-①
	福祉電話貸与	1-(2)-②
	間口除雪	1-(2)-③
	移送サービス	1-(2)-④
	緊急通報システム	1-(2)-⑤
	福祉灯油	1-(2)-⑧
	老人福祉施設入所措置	1-(2)-⑨
生活支援サービス	生活支援短期入所	2-(2)-⑬
家族介護支援事業	家族介護用品支給	2-(5)-①
その他の事業	食事サービス	2-(5)-②
	高齢者世話付住宅生活援助員派遣	2-(5)-③

④ 災害や感染症対策に係る体制整備

高齢者の命を守り、心と体の健康を保つため、関係機関と連携した備え・支援・応援体制の構築について検討する必要があります。

災害時に配慮が必要な高齢者が安心して避難できる体制を整備するため、要配慮者リストの整備を図り、要配慮者マップに登録することにより、災害の発生に備えます。

その他、災害等の緊急時に介護事業所等へ必要な情報が迅速に伝わるよう、介護事業所の緊急連絡先の一覧を作成し、平常時から、災害の発生に備えます。

また、「美唄市自殺対策計画」においては、自殺のリスクのある高齢者の早期発見、早期支援につなぐ取り組みを位置付けており、災害時などはそのリスクが高まることから、関係機関との連携を強め取り組みを推進していきます。

感染症対策については、高齢者は感染症の罹患と重症化のリスクが高いことから、平常時から健康づくりの一つとして感染防止への意識啓発を図っていくことが必要です。

介護事業所等に対し、感染症対策等の周知を徹底するとともに、介護事業所等における感染症の大規模発生時には、必要な物資の調達等について、市防災担当課と連携していきます。

関 連 施 策		施策番号
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	2-(3)-①
包括的支援事業(社会保障充実分)	在宅医療及び介護連携の推進	2-(4)-①
生活支援サービスの体制整備	生活支援体制整備事業	2-(4)-⑩

施策目標 3 自分らしく生活できるための介護サービスの基盤整備と利用の充実

① 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス提供

高齢者の皆様が、要支援・要介護等の状態にならないように、掃除や買い物等の支援を受ける訪問型サービスや、通所し機能訓練等の支援を受ける通所型サービスを提供しています。

また、一般介護予防事業としては、要支援・要介護の状態となることを予防し、市民の皆様に、いくつになっても安心して美唄で生活いただけるように、貯筋体操の自主グループの支援等を行っています。

更に、高齢者が心身ともに健康に過ごせるために、高血圧等の生活習慣病の予防と転倒予防等の介護予防を一体的に行う、「保健事業と介護予防の一体的実施に取り組み」を令和 5 年度に開始しました。今後につきましても、市民の皆様がお元気に過ごせるように、引き続き取り組んでいきます。

関 連 施 策		施 策 番 号
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	2-(1)-①
	通所型サービス	2-(1)-②
	介護予防ケアマネジメント	2-(1)-③
地域包括支援センター事業	指定介護予防支援事業	2-(6)-③

② 介護サービス基盤整備と利用の充実

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が続けられるサービスの基盤整備が必要です。

市民が医療、介護が必要な場合に、在宅医療・介護を切れ目なく受けることができるよう、在宅医療・介護多職種ネットワーク会議を設置し、専門職向けの研修や市民向けの研修を行っており、今後も継続していきます。

また、本人、家族の体調不良等で一時的に手厚い支援が必要な高齢者に対し、重点的にサービスを提供するため、小規模多機能型サービスの提供開始を目指します。

今後においては、環境上の理由や生活困窮等の理由のほか、社会情勢の変化や多種多様なライフスタイルにより、在宅生活が困難な方を受け入れる施設が一層重要となってくる事から、介護人材の確保に向けた方策と併せ、「美唄市恵風園及び美唄市恵祥園運営等庁内検討会議」において、施設の在り方の検討を継続していきます。

関 連 施 策		施 策 番 号
包括的支援事業(社会保障充実分)	在宅医療及び介護連携の推進	2-(4)-①
生活支援サービスの体制整備	生活支援体制整備事業	2-(4)-⑩
介護給付サービス	介護サービス	3-(1)-① ～ 3-(1)-⑫
	介護予防サービス	3-(2)-① ～ 3-(2)-⑫
介護給付適正化事業	要介護認定の適正化	3-(3)-①
	ケアプランの点検	3-(3)-②
	住宅改修等の点検	3-(3)-③
	縦覧点検・医療情報との突合	3-(3)-④
	介護給付費通知	3-(3)-⑤

③ 介護人材確保と介護サービスの質の向上 ★重点施策

介護サービスの提供に当たっては、質の高いサービスを適正に提供することが大切です。

介護支援専門員や介護サービス従事者の知識、技能向上を支援するため、各種研修を行うほか、介護給付の動向を常に把握し給付の適正化に努めます。

また、全国的に問題となっている介護の人材不足については、国の方針に基づき、多様な人材の確保や育成、離職防止、定着促進、介護職の魅力向上等に努めており、今後も継続していきます。

本市では、学生や生徒を対象に、認知症サポーター養成講座を行っており、市内の医療、福祉の専門職が学生のグループワークのファシリテーターとして参加しています。市内の医療職や福祉職と接することで、医療や介護職の魅力を感じ、将来、医療や福祉職を選択していただけるような工夫も行っています。今後につきましても、このような取り組みを継続していきます。

外国人介護人材の確保・定着に当たっては、多文化共生等に配慮した支援を行い、互いに情報や思いを共有できる場を設定していきます。

その他、介護の現場の生産性の向上に向けて、介護ロボットの導入や、文書作成の負担軽減のため ICT の活用について検討するとともに、介護現場業務の効率化を図るため、国・道の動向を踏まえながら申請様式の統一化及び添付書類の省略等を図ります。

更に、サービスを必要とする人に適切なサービスが提供できるよう、低所得者に対し負担軽減を図ります。

関 連 施 策		施 策 番 号
包括的支援事業	包括的・継続的ケアマネジメント業務	2-(6)-②
介護給付適正化事業	要介護認定の適正化	3-(3)-①
	ケアプランの点検	3-(3)-②
	住宅改修等の点検	3-(3)-③
	縦覧点検・医療情報との突合	3-(3)-④
	介護給付費通知	3-(3)-⑤

重点施策として、以下を指標に設定します。

指 標	区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3-(3)-② ケアプランの点検	事業所数	9	9	9
2-(6)-② 介護支援専門員研修	実施回数	1	1	1

第4章 施策の展開

1 保健・福祉事業

(1)保健事業

●1-(1)-① 健康教育(65歳未満)

おおむね40歳から64歳までの市民を対象に、健康情報については、町内会・組織・団体・企業等各団体へのリーフレットの配布や広報、ホームページ等を活用し発信していきます。

また、令和4年度から禁煙支援事業を開始し、事業所にて禁煙への動機づけを図り、禁煙チャレンジ事業、禁煙治療助成事業へつなぎます。

(単位：回、人/年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	30	30	30
参加人数	180	180	180

●1-(1)-② 健康相談(65歳未満)

おおむね40歳から64歳までの市民を対象に、保健師・管理栄養士が、主に電話や来所、オンライン相談での健康相談を行います。地域や各団体へ出向いての健康相談については、感染症の状況をみながら、安全な体制を検討していきます。

(単位：回、人/年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	500	500	500
参加人数	670	670	670

●1-(1)-③ 訪問指導(65歳未満)

おおむね40歳から64歳までの市民を対象に、保健師・管理栄養士が自宅等に訪問して、生活習慣病予防や心の健康づくり等について個別に相談・支援を行います。

(単位：人/年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 数	30	30	30

●1-(1)-④ 保健推進員活動推進事業

町内会からの推薦により選出された保健推進員が、市民の健康づくりの担い手として活動できるよう協議会活動への支援や研修会等を行います。

(単位：回、人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
事業回数	15	15	15
参加延人数	180	180	180

●1-(1)-⑤ 食生活改善推進員活動推進事業

食からの健康づくりを推進する食生活改善推進協議会の主体的活動を支援するとともに、主体的な活動を支援します。

(単位：回、人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
事業回数	35	35	35
参加延人数	230	230	230

●1-(1)-⑥ 運動推進員活動推進事業

運動を通じた健康づくりを推進する運動推進員の主体的活動を支援するとともに、主体的な活動を支援します。

(単位：回、人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
事業回数	50	50	50
参加延人数	650	650	650

●1-(1)-⑦ 健康啓発イベントの開催

ポストコロナにおける健康づくりの在り方、対策について、関係機関や住民組織の方々と検討しながら活動を再構築します。また、回覧や広報、ホームページを活用し、健康情報を発信していきます。

(単位：回、人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
事業回数	10	10	10
参加延人数	440	440	440

(2)福祉事業

●1-(2)-① 福祉除雪

高齢者や障がい者で、自力で窓周りや屋根の除雪が困難な人を対象に、冬期間の安全な在宅生活を確保するため、住宅の屋根の雪下ろしや窓周りの除雪を行います。

(単位：回/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施回数	20	20	20

●1-(2)-② 福祉電話貸与

おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者及び重度の身体障がい者で、市民税非課税で安否確認を行う必要がある人に対して、市が保有する福祉電話を必要に応じて貸与します。

(単位：台)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
設置台数	1	1	1

●1-(2)-③ 間口除雪

自力で除雪ができない高齢者世帯、障がい者世帯に道路除雪を行った際の残雪を処理するため、住宅の間口幅 2.7mの除雪を行います。

(単位：件)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施件数	135	135	135

●1-(2)-④ 移送サービス

要介護認定 3 から 5 までの人及び重度の障がい者で寝たきり等の状態にあり、一般車両での移動が困難な人に通院機会の確保や社会参加の促進のため、年最大 48 回(透析患者は年 96 回)の移送サービスを行います。

(単位：人)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数	20	20	20

●1-(2)-⑤ 緊急通報システム

一人暮らしなどで、日常生活に不安がある高齢者等の自宅に、緊急通報装置端末機を設置し、災害、事故、急病等の緊急時の救護活動が迅速にできるようにします。

(単位：台)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
設置台数	110	110	110

●1-(2)-⑥ シルバー人材センター活動支援

就業を希望する高齢者にその能力と経験を生かした就業の機会を提供する公益社団法人美唄市シルバー人材センターの活動を支援することにより、高齢者の職業生活の充実、その他福祉の増進を図ることを目的に補助金を交付します。

(単位：人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
会員数	210	210	210
延べ人数	14,100	14,100	14,100

●1-(2)-⑦ 老人クラブ活動支援

連合会活動のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的に、その経費の一部を補助します。

(単位：団体・人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
団体数	35	35	35
会員数	1,550	1,550	1,550

●1-(2)-⑧ 福祉灯油

在宅の高齢者・障がい者・一人親世帯が冬期間安定して暮らせるよう、厳冬期における採暖に使用する灯油の一部を支給します。

(単位：件)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
支給件数	250	250	250

●1-(2)-⑨ 老人福祉施設入所措置

老人福祉法に基づき経済上、環境上の理由により在宅生活が困難になった 65 歳以上の人を対象に、地域ケア会議等において養護老人ホームの入所を決定し、措置を行います。

(単位：人)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
美唄市恵風園 措置者数	45	45	45
市外措置者数	8	8	8

2 地域支援事業

(1)介護予防・生活支援サービス事業

【訪問型サービス】

●2-(1)-① 訪問介護事業

事業対象者及び要支援者に対し、訪問型サービスを行います。

(単位：人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用延人数	1,300	1,300	1,300

【通所型サービス】

●2-(1)-② 通所介護事業

事業対象者及び要支援者に対し、通所型サービスを行います。

(単位：人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用延人数	1,800	1,800	1,800

【介護予防ケアマネジメント】

●2-(1)-③ 介護予防支援

介護予防・生活支援サービス事業により訪問型・通所型のサービスを利用する人のケアマネジメントを行います。

(単位：件／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
プラン作成件数	1,200	1,200	1,200

(2)一般介護予防事業

【介護予防把握事業】

●2-(2)-① 介護予防把握事業

虚弱な65歳以上の人を早期に発見し、要支援・要介護状態とならないために、必要な介護予防事業への参加を促す事業です。

(単位：回、人／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象地域数	2	2	2
対象人数	500	500	500

●2-(2)-② 訪問指導

65歳以上で生活機能低下のある人や介護家族に対して、保健師・管理栄養士が訪問して、個別性に応じた相談、指導を行います。

(単位：人／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 数	50	50	50

●2-(2)-③ 健康相談

主に電話や来所での健康相談を行います。地域や各団体へ出向いての健康相談については、感染症の状況をみながら、安全な体制を検討していきます。地域の老人クラブ等において、健康づくりや疾病予防に関する相談に医師、保健師・管理栄養士が個別に応じます。

(単位：回、人／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	800	800	800
参加人数	900	900	900

【介護予防普及啓発事業】

●2-(2)-④ 介護予防研修事業

介護予防の普及・啓発のために、介護予防講演会を実施します。

(単位：回、人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施回数	1	1	1
参加人数	80	80	80

●2-(2)-⑤ 介護予防出前講座

介護予防の普及・啓発とともに、介護予防に資する自主的な活動が広く実施されるよう、貯筋体操の取組を希望するグループ等に対し、1 カ月間出前講座を実施し、体験してもらいます。

(単位：回、人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施回数	3	3	3
参加人数	45	45	45

【地域介護予防活動支援事業】

●2-(2)-⑥ ぴんとしゃん教室(転倒予防地区会館教室)

介護予防対象者把握事業によるハイリスク判定の結果、介護予防事業への参加が必要とされた人と地域活動への取組を考えている人を対象に、転倒予防体操等の教室を行います。

(単位：回、人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施回数	12	12	12
参加実人員 /延べ人員	10/180	10/180	10/180

●2-(2)-⑦ 貯筋体操自主グループリーダー育成

介護予防のための個々人の取組を日々の生活として定着させるとともに、介護予防に資する自主的な活動が広く実施されるよう、自主グループの支援とリーダー育成のための研修会を開催します。(既存リーダーの懇談2回、新たな育成1回)

(単位：回、人／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	3	3	3
参加人数	50	50	50

●2-(2)-⑧ 貯筋体操自主グループ活動支援

転倒予防の貯筋体操に取り組む自主グループの活動を支援し、地域の高齢者が要介護・要支援状態となるリスクの軽減を図ります。

(単位：団体、人／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
団体数	23	24	25
参加人数	7,000	7,250	7,500

●2-(2)-⑨ 健康教育

地域の老人クラブ等において仲間とともに主体的な健康づくりが行えるように、心身の健康づくりや生活機能低下予防に関する講話等を行います。

(単位：回、人／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	45	45	45
参加人数	420	420	420

●2-(2)-⑩ 地域展開型介護予防教室

閉じこもりがちな高齢者を対象に、地域の健康づくり組織の方々の協力を得て集いの場を開催します。

また、保健師が個別に健康相談を行います。

(単位：箇所、人/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
事業箇所	2	2	2
参加人数	72	72	72

【一般介護予防事業評価事業】

●2-(2)-⑪ 介護予防効果検証事業

研究者等に協力を受け、介護予防の効果検証を行います。

(単位：回/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施回数	1	1	1

【地域リハビリテーション活動支援事業】

●2-(2)-⑫ 介護予防リハビリテーション支援事業

リハビリ専門職等から介護予防推進のための助言を受けます。

(単位：グループ数/年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
支援グループ数	1	1	1

【生活支援サービス】

●2-(2)-⑬ 生活支援短期入所

一時的に養護を必要とする高齢者で、同居している家族が疾病等の理由により在宅での生活が不安な場合に、一時的に養護老人ホームに入所させることにより、自立高齢者の在宅生活とその家族を支援します。

(単位：日／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用延日数	150	150	150

(3)包括的支援事業

●2-(3)-① 地域包括支援センターの運営

高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるように、地域の方々、関係職種と連携し高齢者とその家族を支援します。

(単位：回／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域ケア会議 実施数	10	10	10

(4)包括的支援事業(社会保障充実分)

【在宅医療・介護連携の推進】

●2-(4)-① 在宅医療及び介護連携の推進

医療・介護の専門職等で構成される在宅医療・介護多職種ネットワーク会議と連携し、在宅医療・介護を包括的かつ持続的に提供できる体制をつくります。

(単位：回／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
研修会開催回数	4	4	4

【認知症施策の推進】

●2-(4)-② 認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で支えるため、認知症サポーター養成講座を行います。

また、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげるため、認知症サポーターステップアップ講座を行います。

(単位：人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
サポーター 養成者数	80	80	80
ステップアップ 講座開催回数	1	1	1

●2-(4)-③ 認知症ケアパス(安心おれんじガイド)作成

認知症の方やそのご家族が「いつ、どこで、なにをすべきか」わかりやすくまとめた認知症ケアパスについて、症状の進行に合わせた支援や利用できる医療、介護サービス等をあらかじめ知ることができます。

(単位：件／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
配布回数	70	70	70

●2-(4)-④ 認知症カフェの運営

認知症を抱え生活をされている本人、支えている家族、地域住民、専門職種等、誰もが気兼ねなく集まることができ、認知症を含んだ病気への理解、介護等の情報交換、社会参加の活動の場、心を休める場を提供し、地域でよりよい生活を送っていただくよう支援します。

(単位：回、人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
開催回数	51	52	51
本人・家族等 参加者数	700	700	700

●2-(4)-⑤ 家族介護者交流

要支援 1 から要介護 5 までの高齢者等を介護する家族に対して、家族介護者団体との連携により講演会を実施します。

(単位：人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
参加人数	40	40	40

●2-(4)-⑥ 認知症高齢者やすらぎ支援訪問員派遣

認知症高齢者の介護や支援ができる団体に業務を委託し、介護家族の負担を軽減するため、やすらぎ支援訪問員が自宅を訪問し、見守りや話し相手等を行います。

(単位：人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
訪問活動数	150	150	150

●2-(4)-⑦ 美唄市認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク事業

認知症等により行方不明になった高齢者等の生命及び身体の安全を確保するため、関係機関の支援体制を構築し、行方不明者の速やかな発見・保護及び保護した後の被保護高齢者等に係る適切な支援を図ります。

(単位：人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
検索対象者 登録数	20	20	20
検索協力者 登録数	60	70	70

●2-(4)-⑧ 見守り声かけ模擬訓練

認知症を正しく理解し、地域で見守り、安心して暮らせるまちづくりを目指し訓練を行います。

(単位：回／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
訓練回数	1	1	1

●2-(4)-⑨ 認知症初期集中支援チーム

認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。

(単位：回／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
訪問回数	15	15	15

【生活支援サービスの体制整備】

●2-(4)-⑩ 生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進することを目的に協議体を設置し、助け合い・支え合いによる地域づくりを支援します。

(単位：地域)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
支え合いの仕組みが できている地域	4	5	6

(5)任意事業

【家族介護支援事業】

●2-(5)-① 家族介護用品支給

要介護 4 又は 5 の市民税非課税の高齢者を介護する市民税非課税世帯に属する家族に対して、紙おむつ・尿とりパットと交換できる家族介護用品給付券を交付します。

(単位：人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
支給人数	18	18	18

【その他の事業】

●2-(5)-② 食事サービス

おおむね65歳以上の一人暮らしの人、障がい者の人で身体虚弱のため食事を始め日常生活を営む上で支障をきたしている人に対して、安定した食生活を確保するとともに安否確認を兼ねて弁当の宅配を行います。

(単位：人／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	180	180	180

●2-(5)-③ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣

高齢者専用住宅69戸のうち、おおむね35戸に1名の生活援助員を配置し、入居者の安否確認、生活支援、相談業務、緊急時の対応等を提供し、安全で快適な生活を営めるよう支援を行います。

(単位：回／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	5,000	5,000	5,000

●2-(5)-④ 成年後見利用支援事業

認知症等により判断能力が不十分な高齢者等に福祉の向上を図るため、成年後見等の選任が必要と判断した場合に支援を行います。

(単位：回、人／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立て数	2	2	2
報酬助成者数	4	5	6

(6)地域包括支援センター事業

包括的支援事業

●2-(6)-① 総合相談・権利擁護業務

電話や窓口での相談、関係機関からの連絡を受け、本人と家族が安心して生活できるためのサービスの紹介や日常生活上の工夫についての助言を引き続き行います。

- ・ 窓口や電話での相談
- ・ 認知症カフェでの相談
- ・ 高齢者の虐待防止
- ・ 権利擁護の相談、周知
- ・ 緊急的支援が必要なケースへの地域ケア会議での検討と早急な支援

●2-(6)-② 包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域の介護支援専門員、サービス事業所の職員のスキルアップを目指し、各種研修会を実施します。

また、保健、医療との連携を図ります。

- ・ 介護支援専門員の個別相談
- ・ 介護支援専門員研修の実施
- ・ 介護保険法、制度改正の周知

(単位：回／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護支援専門員 研修の実施回数	1	1	1

●2-(6)-③ 指定介護予防支援事業

指定介護予防支援事業は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、予防給付に関するケアマネジメントを行う業務です。

要支援の状態にある人が要介護状態になることを予防するため、各種介護サービスの調整等を今後も継続していきます。

- ・ 要支援と認定された人の介護予防サービス
- ・ 支援計画書の作成
- ・ 介護予防ケアプラン作成等各種書類の点検の実施
- ・ サービス事業所との連携

●2-(6)-④ その他の事業

総合相談や権利擁護業務で把握した緊急的支援が必要なケース等の支援を行うために、地域ケア会議を実施します。

3 介護給付サービス

(1)介護給付

【居宅サービス】

●3-(1)-① 訪問介護

ホームヘルパー等が要介護者の家庭等を訪問し、自力では困難な調理や洗濯、掃除等の家事援助、入浴や食事、排泄等の身体介護の提供を行います。

(単位：回／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	40,396	40,825	39,684

●3-(1)-② 訪問入浴介護

要介護者の自宅を入浴車で訪問し、浴槽を提供して利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図ります。

(単位：回／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	325	325	325

●3-(1)-③ 訪問看護

訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が要介護者の自宅を訪問して医師の指示に基づいて、病状の観察や清拭、床ずれの手当、カテーテルの管理など療養上の世話や必要な診療の補助、家族等への助言を行います。

(単位：回／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	6,894	6,971	6,889

●3-(1)-④ 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が要介護者の自宅を訪問して医師の指示に基づいて、心身機能の維持回復や日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。

(単位：回／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	3,743	3,743	3,743

●3-(1)-⑤ 居宅療養管理指導

医療機関や薬局などの医師・歯科医師・薬剤師等が、通院が困難な要介護者の自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、療養上の管理及び指導を行います。

(単位：人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	1,356	1,356	1,332

●3-(1)-⑥ 通所介護

閉じこもり防止や介護者の負担軽減を目的に、デイサービスセンターにおいて、機能訓練や食事、入浴、健康チェック等の提供を行います。

(単位：回／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	15,114	15,295	15,104

●3-(1)-⑦ 通所リハビリテーション

心身機能の維持・回復を図るため、主治医の判断に基づき機能訓練(理学療法士、作業療法士等が行うリハビリテーション)や食事、入浴、健康チェック等の提供を行います。

(単位：回／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	9,755	9,822	9,682

●3-(1)-⑧ 短期入所生活・療養介護

短期入所生活介護

一時的に介護老人福祉施設等の老人短期入所施設等に入所して、入浴・食事等の日常生活の支援や機能訓練等の提供を行います。

短期入所療養介護

治療の必要がある場合に、介護老人福祉施設や介護療養型医療施設等に短期入所して、看護・医療的管理下の介護・機能訓練等のほか、入浴・食事等の日常生活の支援を行います。

(単位：日／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画面量	5,748	5,833	5,748
生活介護	3,787	3,787	3,787
療養介護(老健)	1,961	2,046	1,961
療養介護(病院等)	0	0	0
療養介護(介護医療院)	0	0	0

●3-(1)-⑨ 特定施設入居者生活介護

介護保険事業の指定を受けた有料老人ホームや養護老人ホーム・ケアハウス等に入居している高齢者等に、日常生活の支援や介護サービスの提供を行います。

介護サービスの提供は、入居している施設が提供する場合と外部のサービス事業所が提供する場合があります。

(単位：人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画面量	720	720	720

●3-(1)-⑩ 福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活に支障のある要介護者に、日常生活上の便宜や機能訓練のための福祉用具を貸し出します。

(単位：人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画面量	3,804	3,816	3,744

●3-(1)-⑪ 特定福祉用具販売

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄に関する用具の購入費を支給します。

年間(年度内)10万円までの購入が可能です。

(単位：人／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画量	84	84	84

【地域密着型サービス】

●3-(1)-⑫ 定期巡回・随時対応型訪問介護

定期巡回訪問又は随時通報を受け、利用者(要介護者)の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、療養上の世話や診療の補助を行います。

(単位：人／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画量	60	60	60

●3-(1)-⑬ 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の支援や機能訓練等を日帰りで行います。

(単位：回／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画量	2,268	2,239	2,174

●3-(1)-⑭ 認知症対応型通所介護

認知機能の低下により日常生活に支障が生じてきている要介護者の人にデイサービスセンター等に通っていただき、日常生活に必要な入浴・排泄・食事等、身の回りの世話や機能訓練等の提供を行います。

(単位：回／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画量	1,518	1,654	1,518

●3-(1)-⑮ 小規模多機能型居宅介護

施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせた多機能なサービスを提供します。

(単位：人／月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	6	6	12

●3-(1)-⑯ 認知症対応型共同生活介護

状態が比較的安定した認知症の要介護者がグループホームにおいて共同生活を営みながら、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練等の提供を行います。

(単位：人／月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	36	36	36

●3-(1)-⑰ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入居定員が 29 人以下の特別養護老人ホームで、入浴・排泄・食事などの日常生活上の世話や機能訓練、健康管理と療養上の世話等の提供を行います。

(単位：人／月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	38	38	38

【住宅改修・居宅介護支援】

●3-(1)-⑱ 住宅改修

在宅の要介護者が、手すりの取り付けや段差解消等、小規模な一定種類の住宅改修を実際に居住する住宅に行った場合に住宅改修費用を支給します。

支給限度額は 20 万円となっています。

(単位：人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	84	84	84

●3-(1)-⑲ 居宅介護支援

要介護者が指定居宅介護支援事業者の行う居宅介護支援(ケアマネジメント)を受けたときに当該居宅介護支援事業者に対して居宅介護サービス計画費を支給します。

支給額は基準額の全額となっています。(自己負担なし)

(単位：人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	6,444	6,480	6,372

【施設サービス】

●3-(1)-⑳ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

入院治療の必要がなく自宅での生活を続けることが困難な要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の日常生活上の介護、機能訓練・健康管理等の提供を行います。

(単位：人／月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	129	129	129

●3-(1)-㉑ 介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき在宅復帰を目指し、看護・介護サービスを中心とした医療ケアや機能訓練等の提供を行います。

(単位：人／月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	150	150	150

●3-(1)-㉒ 介護医療院

日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた介護保険施設です。

(単位：人／月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	106	106	106

(2) 予防給付(介護予防サービス)

【介護予防居宅サービス】

●3-(2)-① 介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が要支援者の自宅を訪問して医師の指示に基づいて、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

(単位：回／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	1, 234	1, 306	1, 306

●3-(2)-② 介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、短期集中的にリハビリテーション(機能回復訓練)を行います。

(単位：回／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	3, 356	3, 356	3, 356

●3-(2)-③ 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師や管理栄養士等が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理指導を行います。

(単位：人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	276	276	276

●3-(2)-④ 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等に日帰りを通い、食事等の日常生活の支援や生活行為向上のための支援、機能訓練(リハビリテーション)などを行い、その人の目標にあわせて受けるサービスを選択します。(運動器の機能向上、栄養改善、口腔 機能の向上等)

(単位：人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	1,188	1,188	1,188

●3-(2)-⑤ 介護予防短期入所生活・療養介護

短期入所生活介護

一時的に介護老人福祉施設等の老人短期入所施設等に入所して、入浴・食事等の日常生活の支援や機能訓練等の提供を行います。

短期入所療養介護

治療の必要がある場合に、介護老人福祉施設や介護療養型医療施設等に短期入所して、看護・医療的管理下の介護・機能訓練等のほか、入浴・食事等の日常生活の支援を行います。

(単位：日／月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	0	0	0
生活介護	0	0	0
療養介護(老健)	0	0	0

●3-(2)-⑥ 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業の指定を受けた有料老人ホームや養護老人ホーム・ケアハウス等に入居している高齢者等に、日常生活の支援や介護予防サービスの提供を行います。

(単位：人／年)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画量	252	252	252

●3-(2)-⑦ 介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活に支障のある要支援者に、日常生活上の便宜や機能訓練のための福祉用具を貸し出します。

貸与の対象となる福祉用具は、手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえの4種類となっています。

(単位：人／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画量	2,316	2,328	2,328

●3-(2)-⑧ 特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄に関する用具の購入費を支給します。年間(年度内)10万円までの購入が可能です。

(単位：人／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画量	36	36	36

【地域密着型介護予防サービス】

●3-(2)-⑨ 認知症対応型通所介護

認知機能の低下により日常生活に支障が生じてきている要支援者の人にデイサービスセンター等に通っていただき、食事等の基本的なサービスや生活行為向上のための支援のほか、その人がなるべく要介護状態にならないよう機能訓練等の提供を行います。

(単位：回／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画量	0	0	0

●3-(2)-⑩ 認知症対応型共同生活介護

認知症の要支援2の人がグループホームにおいて共同生活を営みながら、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練等の提供を行います。

(単位：人／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画量	0	0	0

【介護予防住宅改修・介護予防支援】

●3-(2)-⑪ 介護予防住宅改修

在宅の要支援者が、手すりの取り付けや段差解消等、小規模な一定種類の住宅改修を実際に居住する住宅に行った場合に住宅改修費用を支給します。

支給限度額は20万円となっています。

(単位：人／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画量	72	72	72

●3-(2)-⑫ 介護予防支援

要支援者が指定介護予防支援事業者の行う介護予防支援(ケアマネジメント)を受けたときに当該事業者に対して介護予防サービス計画費を支給します。

支給額は基準額の全額となっています。(自己負担なし)

(単位：人／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画量	3,204	3,228	3,204

(3)介護給付適正化事業

●3-(3)-① 要介護認定の適正化

要介護認定に係る認定調査の内容について、職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るために行います。

(単位：件)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画量	1,650	1,700	1,700

●3-(3)-② ケアプランの点検

居宅介護支援事業所等を対象に、利用者の自立支援に資する適切なケアプランが作成されているか、プランの確認・検討を行います。基本となる事項を介護支援専門員と確認しながら、利用者に見合った適切な介護サービスを確保し、ケアマネジメント等の質の向上に取り組んでいきます。

(単位：事業所数／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画量	9	9	9

●3-(3)-③ 住宅改修等の点検

住宅改修の点検は、事前審査と完了審査の書類等に疑義が生じた場合には、現地調査を行い、利用者の身体の状態に見合った適切な工事への改善指導を行います。

(単位：回／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画量	115	120	120

●3-(3)-④ 縦覧点検・医療情報との突合

介護給付適正化事業の推進のため、北海道国民健康保険団体連合会へ委託をして実施しています。審査結果については、報告があり確認します。

【委託業務処理】

・縦覧点検

受給者毎に複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を発見します。誤り等があった場合は返還の手続きを行います。

・医療情報との突合

入院と介護の給付情報を突合し、重複請求の内容確認を行います。誤り等があった場合は返還の手続きを行います。

●3-(3)-⑤ 介護給付費通知

サービスの適正な利用、給付費の適正化に向けて年1回、利用状況を本人や家族に通知します。

(単位：人／年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画量	1,500	1,550	1,550

4 介護給付費及び地域支援事業費

(1)介護給付費

(単位：千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス	訪問介護	122,472	123,933	120,339
	訪問入浴介護	4,054	4,059	4,059
	訪問看護	39,409	39,923	39,500
	訪問リハビリテーション	12,768	12,784	12,784
	居宅療養管理指導	8,408	8,427	8,260
	通所介護	115,039	116,596	115,039
	通所リハビリテーション	96,551	97,247	95,956
	短期入所生活介護	31,193	31,233	31,233
	短期入所療養介護(老健)	21,551	22,564	21,579
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
	福祉用具貸与	44,253	44,126	43,208
	特定福祉用具販売	3,294	3,294	3,294
	住宅改修	4,283	4,283	4,283
	特定施設入居者生活介護	138,534	138,709	138,709
	小計	641,809	647,178	638,243
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9,725	9,738	9,738
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	地域密着型通所介護	19,140	18,682	18,041
	認知症対応型通所介護	18,588	20,385	18,611
	小規模多機能型居宅介護	16,190	16,211	33,808
	認知症対応型共同生活介護	119,067	119,217	119,217
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	126,611	126,772	126,772
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
小計	309,321	311,005	326,187	
施設サービス	介護老人福祉施設	401,512	402,020	402,020
	介護老人保健施設	544,063	544,751	544,751
	介護医療院	452,215	452,787	452,787
	小計	1,397,790	1,399,558	1,399,558
居宅介護支援		95,389	96,014	94,392
合計		2,444,309	2,453,755	2,458,380

(2)介護予防給付費

(単位：千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	6,517	6,909	6,909
	介護予防訪問リハビリテーション	11,091	11,105	11,105
	介護予防在宅療養管理指導	1,860	1,862	1,862
	介護予防通所リハビリテーション	40,607	40,658	40,658
	介護予防短期入所生活介護	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	9,660	9,716	9,716
	介護予防特定福祉用具販売	1,285	1,285	1,285
	介護予防住宅改修	4,204	4,204	4,204
	介護予防特定施設入居者生活介護	17,436	17,458	17,458
	小計	92,660	93,197	93,197
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
	小計	0	0	0
介護予防支援		14,538	14,666	14,557
合計		107,198	107,863	107,754

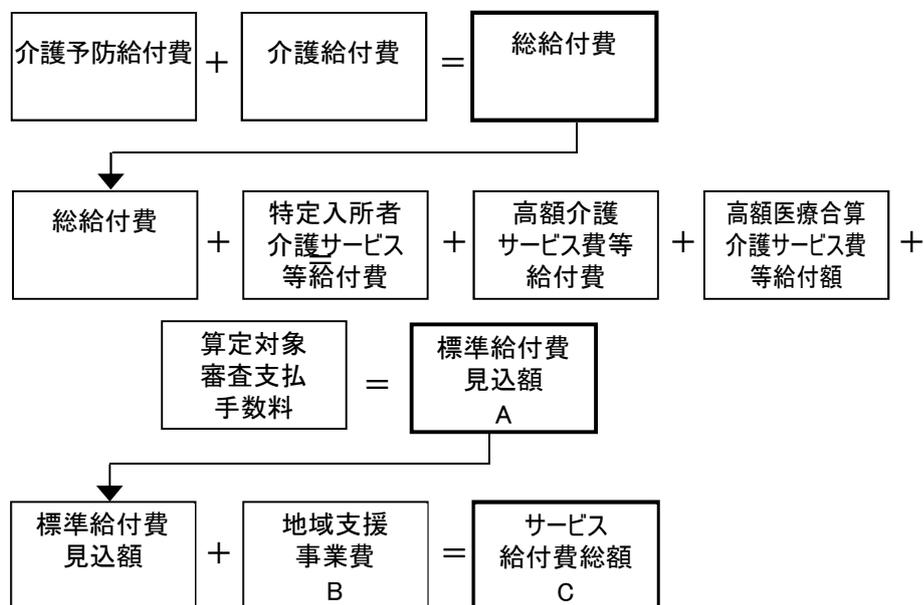
(3)地域支援事業費

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	108,944	108,714	108,402
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	58,822	58,822	58,822
包括的支援事業(社会保障充実分)	23,018	23,018	23,018
合計	190,784	190,554	190,242

(4)介護保険料

① サービス給付費総額



(単位：千円)

	第9期合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額(A)	8,272,117	2,748,961	2,759,320	2,763,836
総給付費(介護給付費+介護予防給付費)	7,679,259	2,551,507	2,561,618	2,566,134
特定入所者介護サービス費等給付額	314,735	104,823	104,956	104,956
高額介護サービス費等給付額	238,476	79,416	79,530	79,530
高額医療合算介護サービス費等給付額	33,657	11,219	11,219	11,219
算定対象審査支払手数料	5,990	1,997	1,997	1,997
地域支援事業費(B)	571,579	190,784	190,554	190,242
サービス給付費総額(C)	8,843,696	2,939,745	2,949,874	2,954,078

※千円以下を端数処理しているため、総額と各サービスの合計は一致しない場合がある

② 第1号被保険者負担分相当額

検討中

③ 第9期介護保険料

検討中

④ 第1号被保険者の保険料の設定

検討中

第5章 計画の推進に当たって

1 介護保険事業の将来推計

(1) 介護保険事業の将来推計

① 第1号被保険者数

全国的な高齢者人口の動態は、本計画期間中の団塊世代が75歳以上となる令和7年から、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に向けて最も多くなり、その後減少に転じると想定されています。

しかし、本市では、高齢者人口は既に減少傾向にある一方、それを上回る年少人口及び生産年齢人口の減少によって、国の試算よりも急速に高齢化が進んでいます。推計では、本計画の最終年度である令和8年には、総人口17,650人、うち高齢者人口7,991人、高齢化率は45.3パーセントに達すると見込まれます。

② 要支援・要介護認定率

本市では、高齢化の進行に伴い、要支援・要介護認定率も上昇が続いています。

また、令和5年時点の要支援・要介護認定率について、全国平均は19.1パーセントとなっているところ、本市は23.2パーセントと、全国平均よりも高い水準となっています。

今後は、高齢者の中でも75歳以上の人が多くなることが見込まれます。これに伴い、介護を必要とする人が多くなることから、要支援・要介護認定率は上昇していくことが予想され、令和7年には25パーセント台、令和17年には28パーセント台に達すると見込まれます。

③ 保険給付費と第1号被保険者保険料

高齢者人口は減少傾向にある一方、より介護を必要とする後期高齢者の比重が高まっていることから、要支援・要介護認定率は上昇していくことが予想されます。

また、保険料を負担する第1号被保険者数が減少することから、1人当たりの介護保険料は増加を見込まざるを得ないと考えられます。

そのため、第9期における第1号被保険者の介護保険料の基準額は、第8期保険料5,800円より増額になると見込まれます。

ただし、これらは現状のサービス基盤等を基に推計したものであるため、今後新たなサービスや施設の追加、介護報酬の改定、介護保険法の改正等により変更となる可能性があります。

	第8期(実績値) 令和5年度	第9期(推計) 令和8年度	第11期(推計) 令和12年度
総人口	19,097	17,650	15,738
第1号被保険者数	8,391	7,991	7,364
うち前期高齢者人口	3,533	2,981	2,605
うち後期高齢者人口	4,858	5,010	4,759
要支援・要介護認定者数	2,011	2,046	2,002
介護給付費	26.3億円	27.6億円	26.6億円
保険料	5,800円	未定	未定

(資料)地域包括ケア「見える化」システム

④ 今後の取組

高齢者人口は減少傾向にある一方、より介護を必要とする後期高齢者の比重が高まるとともに、一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加し、日常的な見守りや支援が必要な市民が増加することが予測されます。

本計画の目標である「ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指すため、貯筋体操を中心とした介護予防を実施しながら、医療と緊密な連携を図ることにより、健康寿命を延伸し、地域社会全体で見守りや生活支援ができる体制を構築することが重要です。

2 計画の点検・評価

本計画の推進に当たっては、国や道を始めとする関係機関との情報交換、連携の強化に努めるとともに、PDCAサイクルの観点から、施策ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで内容の改善や充実を図っていくことが重要です。

そのため、保険者機能強化推進交付金等の評価結果の活用も含め、毎年度点検・評価を行うことで、進捗状況の確認や、課題の検討等を進めていきます。

また、「美唄市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」等において進捗状況の内容を報告するとともに、市のホームページ等を活用して公表し、周知を図ります。

■PDCAサイクル(イメージ)

